

第二次 島根県再犯防止推進計画 (案)

令和8年 月
島 根 県

誰もが、誰かの、 たからもの。

どんなに時代が変わっても、受け継いでいきたい
それは、人のつながり、あたたかさ

さりげないけど、ほっとかない
互いの顔が見える、人間味あふれる関わりが心地いい

今を見つめ、未来に想いをはせる
そんな心を、ときに優しくつつみ、ときにそっと背中を押す

大切に育んできた“つながる力”は、
自分のサイズで、一生懸命生きる人を応援してくれる
未来への原動力

人が人のたからもの
誰もが誰かの応援団

いいけん、 島根県



目次

第1章 計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 4 計画の対象者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

第2章 基本方針・重点課題及び再犯防止等に関する施策の指標

- 1 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 2 重点課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- 3 成果指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- 4 参考指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
 - ＜参考1＞ 成人による刑事事件の流れ・・・・・・・・・・・・・9
 - ＜参考2＞ 非行少年に関する手続きの流れ・・・・・・・・・・・・・10

第3章 今後取り組んでいく施策

- 1 就労・住居の確保等のための取組・・・・・・・・・・・・・11
 - (1) 就労の確保等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
 - (2) 住居の確保等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
- 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組・・・・・・・・・・・・・18
 - (1) 高齢者又は障がい者等への支援等・・・・・・・・・・・・・18
 - (2) 薬物依存等を有する者への支援等・・・・・・・・・・・・・20
- 3 子どもの非行の防止と健全育成、学校等と連携した修学支援の実施等のための取組・・・・・・・・・・・・・24
- 4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援の実施等のための取組・・・・・・・・・・・・・26
- 5 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等のための取組・・・・・・・・・・・・・30
 - (1) 民間協力者の活動の促進等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
 - (2) 広報・啓発活動の推進等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
- 6 地域による包摂の推進のための取組（国・民間団体等との連携強化等）・・・・・・・・・・・・・36

第4章 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38

資 料

- ・資料 1 国及び本県における再犯防止を取り巻く現状のデータ 39
- ・資料 2 再犯の防止等の推進に関する法律 49
- ・資料 3 第二次再犯防止推進計画（政府計画） 55
- ・資料 4 第二次島根県再犯防止推進計画策定委員会 56
- ・資料 5 用語集 57

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

全国の刑法犯認知件数は、平成8年以降毎年戦後最多を記録し、平成14年にピークを迎えましたが、以降は減少し続け、令和3年には戦後最少となりました。

一方、島根県において刑法犯により検挙された再犯者数は、全国と同様に減少傾向にあるものの、再犯者数は近年300人台で推移していることから、引き続き、再犯防止に向けた取組を推進していく必要があります。

平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下「再犯防止推進法」という。）が施行され、再犯防止施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成29年12月には「再犯防止推進計画」が策定されました。これに基づく様々な施策を実施し、令和5年3月には新たな施策も含めた「第二次再犯防止推進計画」が策定されました。

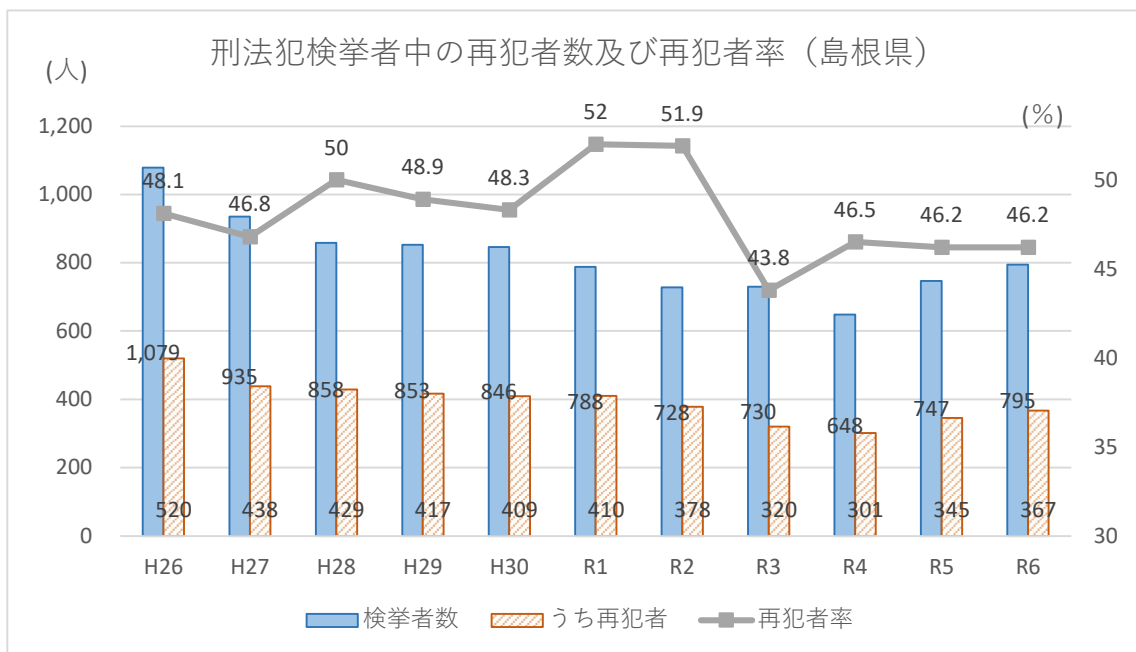
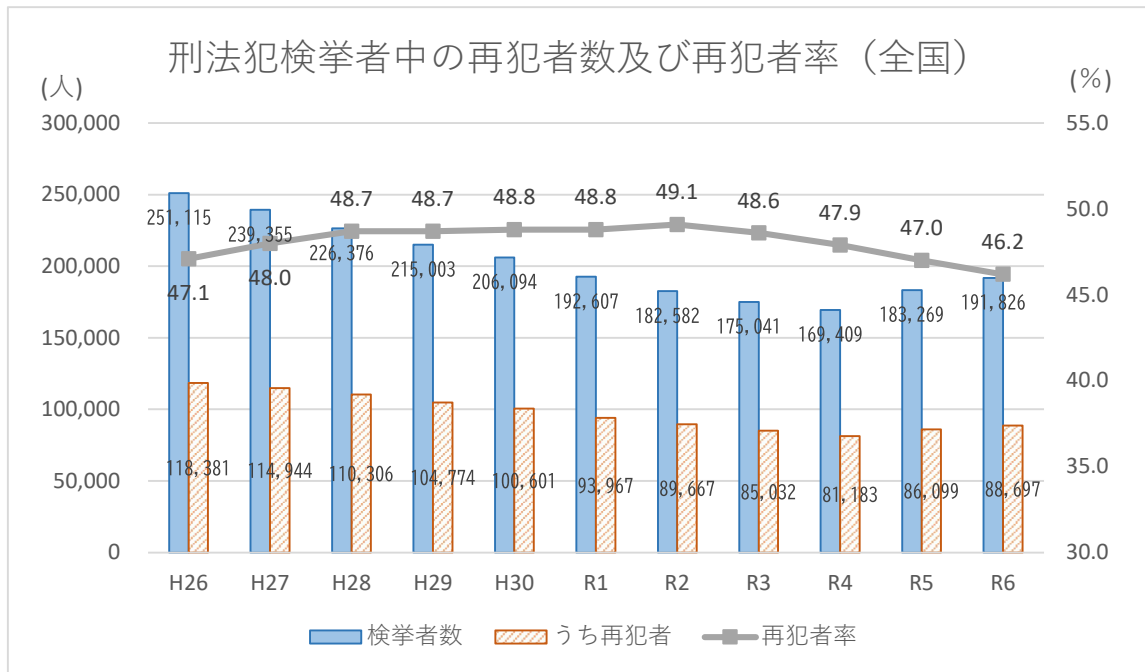
本県においても、令和3年6月に「島根県再犯防止推進計画」を策定し、「島根県再犯防止推進委員会」等を通じて情報共有や連携を図りながら、関係機関・団体等が一体となって再犯防止に取り組んできたところです。

県における再犯防止施策を一層充実させるため、国の第二次再犯防止推進計画との整合を図りつつ、これまでの取組を継承・発展させるかたちで、「第二次島根県再犯防止推進計画」を策定します。

犯罪をした者等の更生や社会復帰に対する理解と協力の輪を広げ、地域社会の包摂の中で計画の対象者の背景にある安定した仕事や住居がないこと、薬物やアルコール等の依存、高齢や障がいなどで身寄りがないなどの生活課題や生きづらさに寄り添いながら、その立ち直りを見守り、支え、孤立しない環境づくりに向けた取組を国、地方公共団体、民間団体等が一体となって進めていきます。

こうした取組を通じて、誰もが地域社会の一員として生活することのできる安全で安心な社会の実現を目指します。

【参考】 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率の推移



【資料：島根県警察本部・法務省提供】

2 計画の位置づけ

再犯防止推進法第8条第1項に基づく「地方再犯防止推進計画」として策定します。

3 計画の期間

本計画は、令和8年度（2026年度）を初年度とし、令和12年度（2030年度）までの5年間とします。

4 計画の対象者

対象者は、再犯防止推進法第2条第1項に規定する「犯罪をした者等」で、就労・住居の確保や保健医療福祉サービス、修学等の支援が必要な者とします。

第2章 基本方針・重点課題及び再犯防止等に関する施策の指標

1 基本方針

国の再犯防止推進計画では、施策の策定・実施や関係機関との連携にあたり、再犯防止推進法の「基本理念」を踏まえた基本方針が示されており、第二次再犯防止推進計画でもこの方針は踏襲されています。

県においても、国の第二次再犯防止推進計画等を踏まえつつ、県民の理解や協力、地域の温かい見守りや支えの中で、犯罪をした者等が社会的な孤立に陥ることなく、必要な支援を受けて安定した生活を再建できる環境を整えることにより、新たな加害者や被害者を生まない、安全・安心な社会の実現のため、引き続き以下の3つを基本方針とします。

(1) 地域における「息の長い支援」

誰もが基礎的な生活基盤を獲得、保持し、必要な保健医療福祉等の制度・サービスを利用することができ、地域の一員として暮らすことのできるよう、犯罪をした者等の背景にある病気や障がい、家族や周囲等との人間関係、不安や孤独等に寄り添いながら、支援関係者等による息の長い支援を実施します。

(2) 支援者間の連携、協働

就労、住居、保健医療福祉等支援の実施主体が多岐にわたるため、国、地方公共団体、民間団体等更生支援に関わる関係者間が連携協働し、切れ目のない支援を実施します。

(3) 民間協力者の理解、支援活動の促進

再犯防止の取組や活動を広報する等により、更生支援への理解を広め、犯罪をした者等の再出発をみんなで支える活動の輪を広げます。

＜参考＞国計画における５つの基本方針と７つの重点課題

〔５つの基本方針〕

- ① 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
- ② 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- ③ 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- ④ 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする。
- ⑤ 国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

〔７つの重点課題〕

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等
- ⑥ 地域による包摂の推進
- ⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備等

2 重点課題

国の 5 つの基本方針、7 つの重点課題及び上記基本方針を踏まえ、以下の 6 つの重点課題に取り組めます。

- (1) 就労・住居の確保等
- (2) 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- (3) 子どもの非行の防止と健全育成、学校等と連携した修学支援の実施等
- (4) 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援の実施等
- (5) 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等
- (6) 地域による包摂の推進

3 成果指標

県の第一次計画では、令和 7 年末までに刑法犯検挙者中の再犯者数を 328 人以下、再犯者率を 47%以下という成果目標を設定し、再犯防止のための各種施策を実施してきました。

再犯者率は、令和 6 年には 46.2%と目標値を下回っており、近年も減少傾向で推移していますが、再犯者数は、令和 4 年から増加傾向にあります。

このことから、引き続き、再犯防止のための施策を実施していく必要があるため、県の第二次計画を進める上で、成果指標を次のとおり設定し、その達成に向けて取り組みを推進します。

刑法犯検挙者中の再犯者数を令和 12 年末までに 20%以上の減少を目指します。

目標値：基準値 367 人（令和 6 年） ⇒ 293 人以下（令和 12 年）

「再犯者率」については、取組と結果の因果関係が分かりにくいこと、母数である刑法犯検挙者数の増減に左右されることから評価が難しいため、参考指標とします。

4 参考指標

県内の再犯防止施策の動向を把握するために、次の数値を参考指標とします。

(1) 犯罪の発生状況等

○刑法犯検挙者中の再犯者率

基準値 46.2%

【出典：法務省提供データ（令和6年）】

(2) 就労・住居の確保等関係

○協力雇用主数、実際に雇用している協力雇用主数及び協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等数

基準値・協力雇用主数 249社

・実際に雇用している協力雇用主数 9社

・協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等数 16人

【出典：法務省提供データ（令和6年10月1日現在）】

○刑務所出所時に帰住先がない者の数及びその割合

基準値 20人 3.3%

【出典：法務省提供データ（令和6年）】

(3) 保健医療・福祉サービスの利用の促進等関係

○特別調整により福祉サービス等の利用に向けた調整を行った者の数

基準値 25人

【出典：地域福祉課（令和6年）】

○薬物事犯保護観察対象者のうち、保健医療機関等による治療・支援を受けた者の数及びその割合

基準値 0人 0%

【出典：法務省提供データ（令和6年度）】

(4) 子どもの非行防止と健全育成、学校等と連携した修学支援の実施等関係

○矯正施設における高等学校卒業程度認定試験の受験者数、合格者数及び合格率

基準値・矯正施設における高等学校卒業程度認定試験の受験者数13人

・合格者数8人

・合格者率62%

【出典：中国矯正管区（令和5年度）】

(5) 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等関係

○保護司数及び保護司充足率

基準値 500人 98.0%

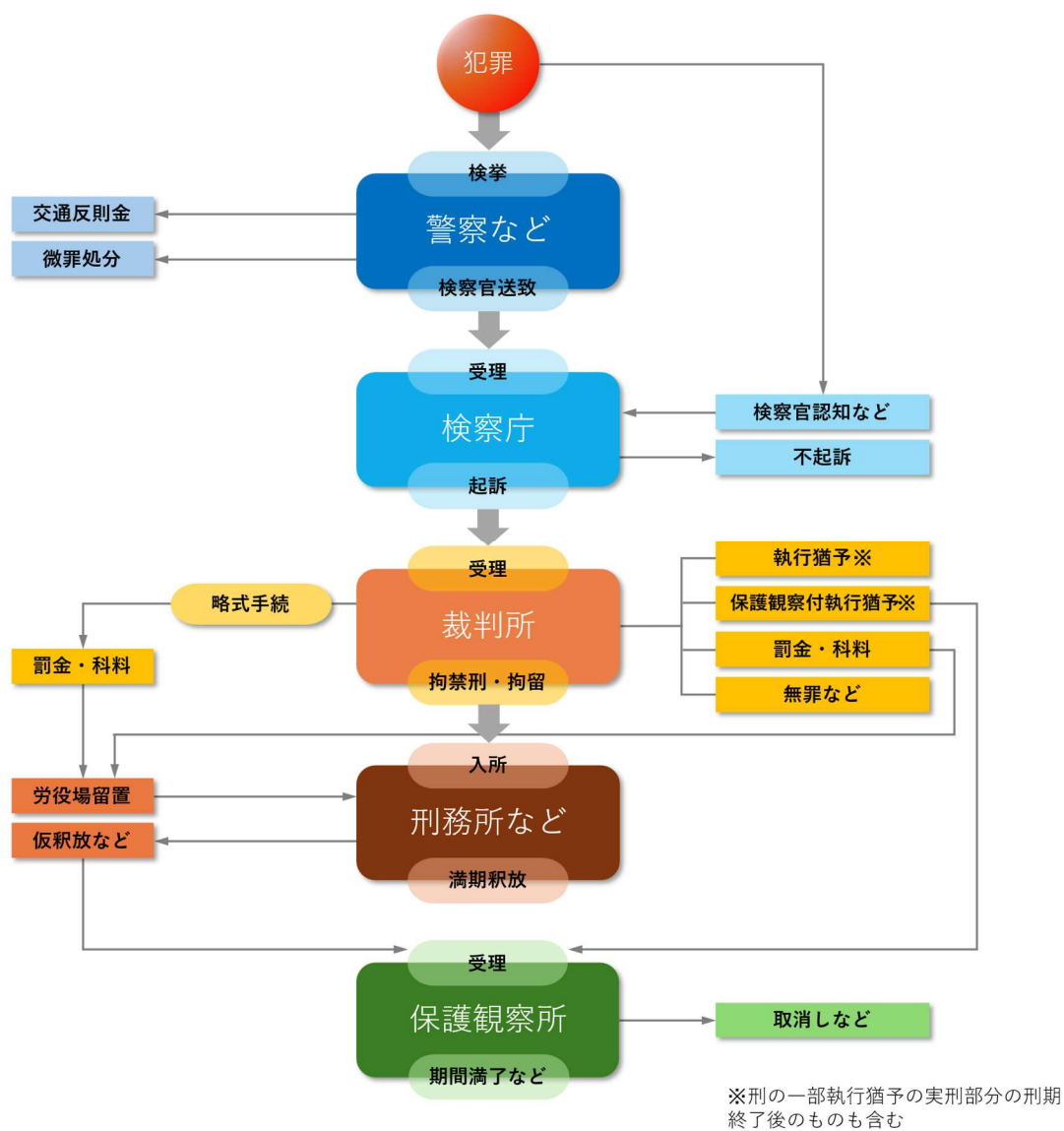
【出典：法務省提供データ（令和7年1月1日現在）】

○“社会を明るくする運動”行事参加人数

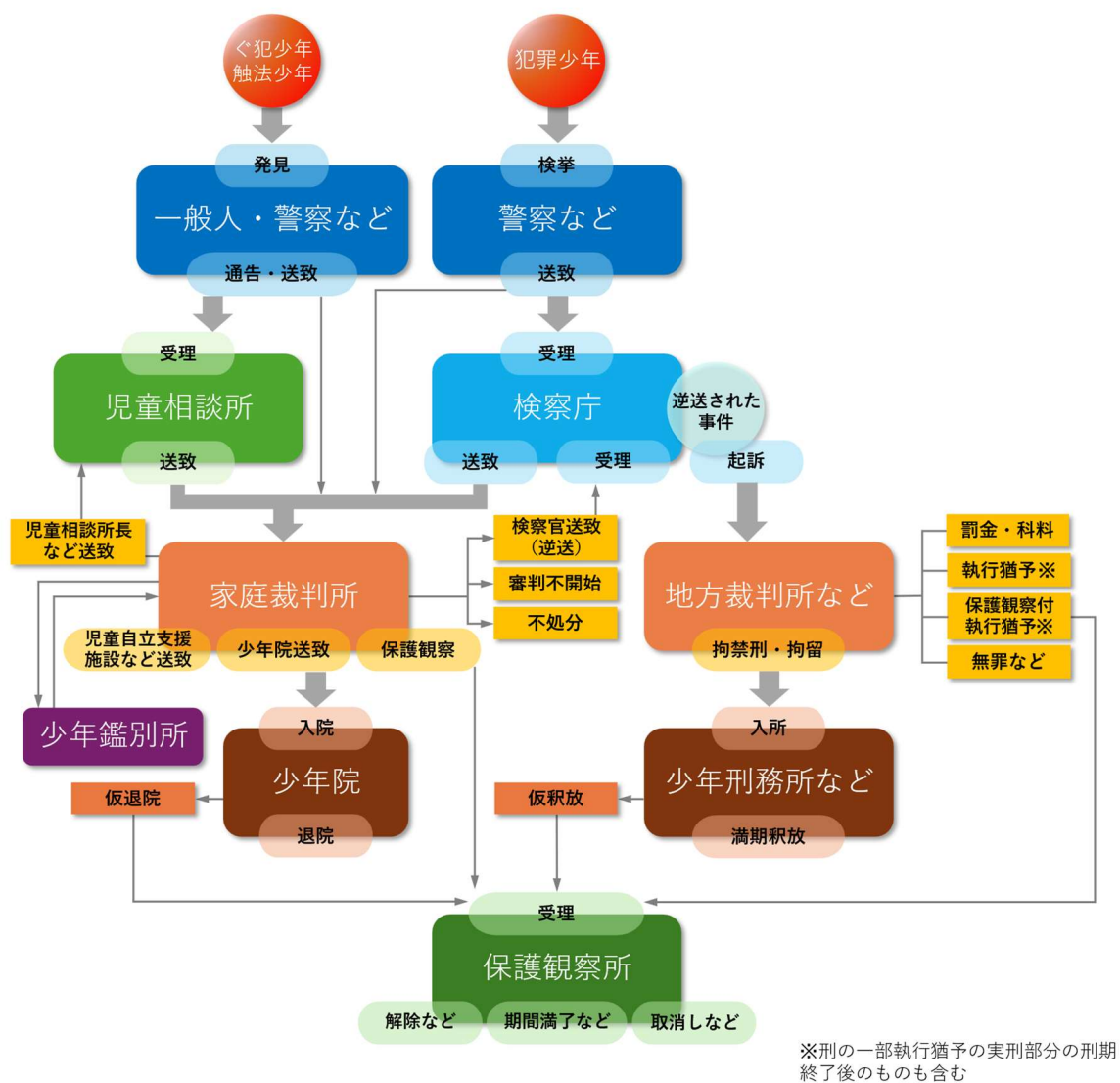
基準値 10,272人

【出典：法務省提供データ（令和6年）】

＜参考１＞成人による刑事事件の流れ（出典：法務省より情報提供）



＜参考 2＞非行少年に関する手続きの流れ（出典：法務省より情報提供）



第3章 今後取り組んでいく施策

1 就労・住居の確保等のための取組

(1) 就労の確保等

○現状認識と課題等

犯罪白書によると、刑務所に再び入所した者のうち、約7割が、再犯時に無職であり、仕事に就いていない者の再犯率は仕事に就いている者の再犯率と比べて約3倍となっています。

県内において、R5年に矯正施設に入所した者で、犯行時県内に居住していた48名のうち、無職者は37名（77.1%）となっています。

国においては、刑務所における職業訓練や刑務所出所者等の雇用を検討している企業・事業主に対する相談対応やサポートを行う矯正就労支援情報センター室（（通称）コレワーク）の設置のほか、刑務所出所者等就労奨励金制度や身元保証制度等の実施に取り組んできました。

県内のハローワークにおいては、矯正施設や保護観察所と連携し就労支援ナビゲーターによる職業講話や職業相談・職業紹介を行う「刑務所出所者等就労支援事業」を実施しています。

松江保護観察所においては、犯罪や非行歴があるために定職に就くことが困難な刑務所出所者等を理解し、雇用に協力できる民間の事業所を協力雇用主として登録しています。刑務所出所後などの一時的な受入先となる更生保護施設「しらふじ」において就労している入所者の多くは協力雇用主のもとで就労しています。

令和6年10月1日現在、協力雇用主として249事業所が登録されていますが、全業種のうち建設業・製造業が約66%を占めており、職種に偏りがあること、地域によって登録事業所数にばらつきがあることにより、就労支援の対象者と事業所のマッチングが困難な事例があることが課題です。登録事業所数を増やしていくとともに様々な業種の事業所を増やしていく必要があります。

県においては、ハローワークとの連携や地域若者サポートステーション等による各世代別の職業相談・職業紹介、生活困窮者自立支援制度における就労準備支援事業や就労訓練事業等に取り組んでいるところです。

不安定な就労が再犯に至る要因のひとつと考えられますが、各就労支援の実施機関において、各々就労支援に取り組まれているものの、一体となった就労支援に取り組むことや就職後の職業定着に向けた支援が十分ではないことが課題です。

○具体的な取組

《県》

・ハローワークと連携し、職業能力開発施設等において、求職者が就職に必要な技術、専門知識等を習得するための職業訓練を実施します。【雇用政策課】

・しまね若者サポートステーションを設置し、若年無業者等に対し、職業相談から就労体験、フォローアップまで一貫した支援を行います。【雇用政策課】

・ミドル・シニア仕事センターを設置し、求職中の中高年者（概ね45歳以上）に寄り添う伴走型の就労支援を行います。【雇用政策課】

・レディース仕事センターを設置し、求職中の女性に寄り添う伴走型の就労支援を行います。【女性活躍推進課】

・障害者就業・生活支援センターにおいて、障がい者の就業とそれに伴う生活に関する相談のほか、職業準備訓練及び職場実習のあっせん等、地域の中で自立した生活を送るための支援を実施します。【障がい福祉課 雇用政策課】

・各福祉事務所及び生活困窮者自立相談支援機関に対する研修等を通じ支援体制の強化を図り、個別の状況に応じたハローワーク等との連携による就労支援を実施します。【地域福祉課】

・犯罪をした者等の雇用に対する理解を深めるため、各業種の事業主に対し、協力雇用主制度やコレワーク（矯正就労支援情報センター）による取組の紹介を行う等、関係課を通じて、普及啓発に努めます。【地域福祉課】

《国等》

・ハローワーク職員又は就職支援ナビゲーターが矯正施設に出向いて、求職活動ハンドブック等を活用した職業講話による職業意識や就労意欲の喚起や、本人の希望や適性等に応じた、公的職業訓練の受講あっせん、受刑者等専用求人を活用してのきめ細かな職業相談・職業紹介が矯正施設や保護観察所と連携して実施されています。【島根労働局】

・登録事業所について、就労支援対象者と事業所のマッチングが円滑に行えるよう、様々な業種の事業所の開拓が行なわれています。【松江保護観察所】

《民間団体等》

- ・ 特定非営利法人「島根県就労支援事業者機構」では、協力雇用主確保に向けた広報事業や助成金事業等が行われています。

- ・ 日本財団職親プロジェクト島根支部では、「就労」、「教育」、「住居」、「仲間づくり」の視点で刑務所出所者、少年院出院者の社会復帰に向けた支援が行われています。

【参考】就労支援を行う関係機関

○島根県地域若者サポートステーション（通称：サポステ）

15歳から49歳の若年無業者やその家族等に対して、働くことへのサポートとして、個別の状況に応じた段階的な支援を行います。

県には、主に県東部及び隠岐地域を対象とする「サポステ松江」と「サポステ出雲（簡易窓口）」及び県西部地域を支援対象とする「サポステ浜田」があります。

○ミドル・シニア仕事センター・レディース仕事センター

就職サポートセンター島根には、レディース仕事センターとミドル・シニア仕事センターがあり、女性や中高年齢者向けの就労支援を行っています。

松江と浜田に相談窓口を開設しています。

○障害者就業・生活支援センター

一般企業で働きたい障がい者や、障がい者の雇用に取り組んでいる、またはこれから取り組もうとしている企業への相談・支援を行っています。

また、障がい者の家族や職場を訪問すること等により、生活上の相談に応ずるなど、就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活に必要な支援を行っています。国と都道府県から事業を委託された法人が運営しており、県内7箇所に設置されています。

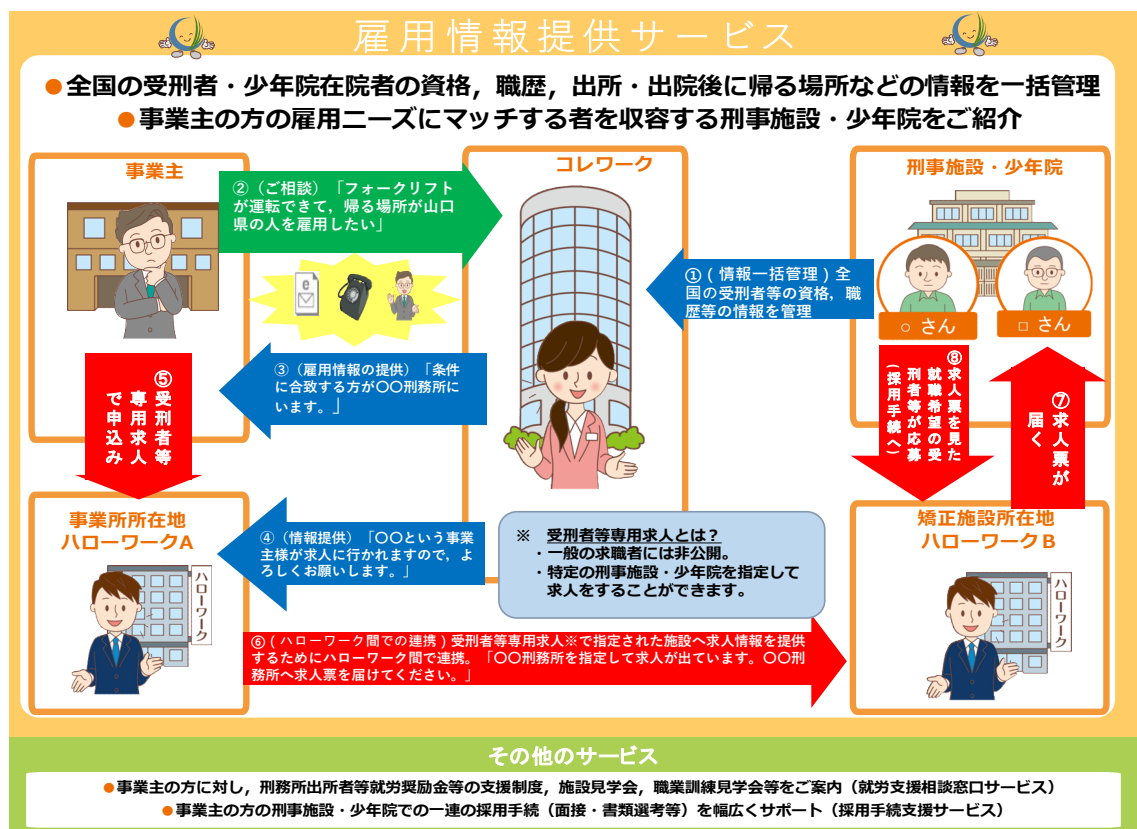
- ・松江障害者就業・生活支援センター　ぷらす
- ・雲南障がい者就業・生活支援センター　アーチ
- ・出雲障がい者就業・生活支援センター　リーフ
- ・大田障がい者就業・生活支援センター　ジョブ亀の子
- ・浜田障害者就業・生活支援センター　レント
- ・益田障がい者就業・生活支援センター　エスポア
- ・隠岐障がい者就業・生活支援センター　太陽

○コレワーク（矯正就労支援情報センター）

「コレワーク」とは、罪（非行）を犯して刑務所や少年院に入っている人が社会に戻っていく際、求人を考えている事業主につなぐサポートをする法務省の機関です。平成28年に東京と大阪矯正管区に設置され、これまで3,500件を超える相談に応じてきました。より細かい事業主へのサービスを提供するため、令和2年度からは新たに6つの矯正管区（札幌、仙台、名古屋、広島、高松、福岡）にコレワークが設置されることとなり、中国矯正管区（中国地方所管）では令和2年7月1日から「コレワーク中国」として業務を開始しています。

コレワークでは刑務所出所者等の雇用を検討されている事業主に対し、採用手続きのサポート（①雇用情報提供サービス②採用手続支援サービス③就労支援相談窓口サービス）を行います。

コレワークの3つのサービス



採用手続支援サービス



- 事業主の方の刑事施設・少年院での一連の採用手続を幅広くサポート



就労支援相談窓口サービス



- 事業主の方に対する各種支援制度のご案内
- 事業主の方に対する矯正施設見学会、矯正展、職業訓練見学会等のご案内



（２）住居の確保等

○現状認識と課題等

国においては、刑務所を出所した人や保護観察中の人等で、身寄りが無い等直ちに自立することが困難な人に対し、一時的な受入先となる更生保護施設や自立準備ホーム等帰住先の確保に向けた取組を実施しています。（県内 更生保護施設：１施設、自立準備ホーム：４ホーム）

犯罪をした者等については、親族等と疎遠になっている等の事情により、連帯保証人や緊急連絡先の確保が困難であること、特に矯正施設出所者等については矯正施設等入所により従前の居住地において居住実績がないことから、住民票が職権消除される場合があるほか、これまでの事情により従前の居住地とは別の住所地に居住地を設定せざるを得ない場合、また矯正施設入所中の者については、収入がない又は出所時に入所中の刑務作業報奨金等に収入が限られる等所得の低い状況にあります。

こうしたことから、公営住宅への入居のほか、住居の確保にあたっては一定の配慮が必要であると考えられます。

○具体的な取組

《県》

・県営住宅は、既に連帯保証人制度を廃止しており、また緊急連絡先は申込時に任意で記入を求めることとします。【建築住宅課】

・島根県居住支援協議会の意見交換会において、松江保護観察所に参加をいただき、保護観察中の人等の民間賃貸住宅への円滑な入居に向けた情報共有をしていきます。【建築住宅課】

・島根県居住支援協議会を通じて宅地建物取引業者、居住支援団体等と連携し、連帯保証人を求めない民間賃貸住宅の確保を推進します。【建築住宅課】

・生活困窮者自立支援制度において、生活に困窮し、住居を喪失又はそのおそれがある者に対し、生活困窮者居住支援事業の活用や住居確保給付金の支給について推進します。【地域福祉課】

・各福祉事務所や生活困窮者自立相談支援機関、更生保護施設、救護施設、地域生活定着支援センター、松江保護観察所等の各支援機関が連携し、適切に情報共有を図りながら、居住の確保等の社会復帰に向けた支援を行います。【地域福祉課】

2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組

(1) 高齢者又は障がい者等への支援等

○現状認識と課題等

高齢者（65歳以上）が出所後2年以内に刑務所に再び入所する割合は、全世代の中で最も高いほか、出所後5年以内に再び刑務所に入所した高齢者のうち、約4割の者が出所後6ヶ月未満という短期間で再犯に至っています。また知的障がいのある受刑者についても全般的に再犯に至る期間が短いとされています。

県において令和5年に刑法犯として検挙された者（少年を除く）675人のうち、全世代の中で最も多かったのは、高齢者（65歳以上）で、194人（29%）でした。

国においては、松江地方検察庁（刑事政策推進班）が起訴を猶予された者や保護観察に付されていない者等のうち、高齢、障がい、生活困窮等のため、福祉的な支援が必要な者に対し、関係機関へのつなぎ支援や松江保護観察所と連携し、勾留中の被疑者等に対する生活環境の調整及び更生緊急保護制度による支援を実施しています。

県においては、高齢又は障がい等により刑務所出所後、福祉的な支援が必要な者に対して、島根県地域生活定着支援センターが、出所後の福祉サービス利用に係る調整や、支援に携わる福祉関係者等と支援の在り方やその方法について理解を深める研修等を実施しています。支援の対象となる高齢者の中には、介護サービス等を要しない者も多く、日中活動の場の確保や地域における役割の創出が必要です。

令和4年度からは、同センターで刑事司法手続きの入り口段階にある高齢又は障がいのある被疑者・被告人等が釈放後に自立した生活を営むことができるよう関係機関と連携調整し、生活環境を整える被疑者等支援業務を実施しています。

また、令和3年度からは、更生支援の一層の推進を図るため、犯罪をした者等の更生を理解し、支援者として協力できる更生支援コーディネーターの養成研修を実施しています。県では、被疑者・被告人等に対して、刑事司法機関や福祉関係機関と連携して、福祉的支援との調整など、社会復帰を支援するための環境調整等を個別に行う更生支援コーディネーターを派遣し、入り口段階での支援を進めているところです。

しかしながら、本来、支援の対象となる者が、利用できる制度やサービスについて十分な情報を持っていないことや支援を受けることを希望しない、あるいは更生支援や再犯防止に係る取組について各関係機関や地域住民等の認識に差があること等により、必要な人に支援が行き届かず、再犯が繰り返されることもあり、地域生活の中で様々な困難を抱える人に対する周囲の気づきや理解の醸成、また個別の状況に寄り添った支援を行うための、各関係機関・団体の緊密な連携体制の充実・強化が課題です。

○具体的な取組

《県》

・生活困窮者等に対する相談支援として、各福祉事務所及び生活困窮者自立相談支援機関において、犯罪をした者等の個別の状況に応じた包括的な相談支援を実施するほか、支援従事者研修等を通じ、更生支援に対する知識の習得や更生支援への理解・協力の促進等を図ります。【地域福祉課】

・島根県地域生活定着支援センターにおいて、矯正施設出所後に福祉的な支援が必要な高齢者や障がいのある者に対し、松江保護観察所や矯正施設等と連携・協力し、保健医療福祉のサービス利用や、就労・住居の確保等に関する支援が円滑に行われるよう必要な支援を行います。

また、被疑者・被告人等のうち、福祉的な支援が必要な高齢者や障がいのある者に対し、福祉サービス等の利用調整や釈放後の援助を行います。【地域福祉課】

・相談支援従事者等を対象とした「島根県更生支援コーディネーター養成研修」を引き続き実施し、更生支援に理解・協力することのできる人材を養成することにより支援体制の構築を図っていきます。【地域福祉課】

・島根県更生支援コーディネーター派遣事業を引き続き実施し、起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者に対する福祉的な支援（入口支援）が、刑事司法関係機関や市町村のほか、生活困窮者自立相談支援機関などの各関係機関が連携した支援体制の中で実施されるよう取組を進めていきます。【地域福祉課】

・支援を必要としている高齢者だけではなく、高齢者が地域の中で社会的な役割を持ちながらいきいきと生活することができるよう、市町村や地域包括支援センター等と連携し、自立した日常生活が包括的に確保されるよう取り組みます。【高齢者福祉課】

・相談支援事業所において、支援の対象となる者等に対し、地域における支援が継続的に実施されるよう、市町村等が設置している自立支援協議会を通じて、更生支援についての理解・協力及び関係機関・団体間の連携について働きかけていきます。【障がい福祉課】

・支援の対象が高齢者となった場合、身寄りがない方も含め、市町村が設置している地域包括支援センターが相談窓口となり、関係機関・団体と連携のもと暮らしやすい生活を目指しネットワークづくりに取り組みます。また、心身の機能低下など状態に応じて、関係者による地域ケア会議を開催し、必要なサービス等を検討します。【高齢者福祉課】

《国等》

・松江保護観察所においては、引き続き特別調整対象者への支援が実施されています。

【松江保護観察所】

・罪を犯した高齢者・障がい者・生活困窮者のうち、起訴猶予や執行猶予で釈放が見込まれる方に対し、居住先の確保や福祉サービス等を受けられるよう、福祉関係機関や保護観察所と連携して受入施設の確保などを行う「入口支援」に取り組まれています。【松江地方検察庁】

（２）薬物依存等を有する者への支援等

○現状認識と課題等

覚醒剤取締法違反による検挙者数は令和元年度から５年連続で１万人を下回っていますが、新たに刑務所に入所する者の罪名の約２割が覚醒剤取締法違反です。令和４年に出所した者全体の２年以内の再入率は１３．０％であるのと比較して、覚醒剤取締法違反により受刑した者の２年以内再入率は１０．６％とやや低くなっており、近年低下傾向にあります。

県内には薬物依存症の回復施設や自助グループがないため、近隣県の社会資源を利用せざるを得ない状況にあります。

松江刑務所、島根あさひ社会復帰促進センターにおいては、特別改善指導のひとつである「薬物依存離脱指導」を実施しています。

民間団体の取組として、県内の精神科を中心とした医師や看護師、精神保健福祉士、臨床心理士のほか、教育関係、行政保健師等で構成されている「山陰嗜癖行動研究会」において、依存症に関する事例の検討や講演会の開催等を行っています。

依存症を有する者の中には、各々が抱える疾患や障がいのほか、様々な生活課題や複雑な感情などと向き合いながら生活している者も存在します。

依存症を有する本人やその家族等が地域において相談できる環境が必要であるとともに、依存症支援に関する知識を持った者による長期的な支援や連携のとれる支援体制が必要です。

○具体的な取組

《県》

・薬物問題に関する相談窓口を継続して開設し、県ホームページ等を通じ、周知に取り組めます。【薬事衛生課 心と体の相談センター 保健所】

・薬物の問題を抱える犯罪をした者に対し、心と体の相談センター、薬事衛生課、松

江保護観察所及び矯正施設、薬物依存症専門医療機関等各関係機関が連絡調整を密に行い、連携した支援の充実を推進します。【心と体の相談センター 薬事衛生課】

- ・依存症治療に専門的に関わる医療機関等の指定と周知を行っていきます。

また、薬物依存症の治療・支援等ができる人材の育成等、より効果的な支援体制の構築を図っていきます。【障がい福祉課】

- ・ギャンブル等依存症からの回復支援プログラムであるSAT-G（島根ギャンブル障がい回復トレーニングプログラム）をはじめ、様々な依存症を抱えた者に対する支援の充実を図り、回復支援プログラム等の普及に努めます。

また、松江保護観察所等国の刑事司法機関や市町村、保健医療福祉関係機関、島根県依存症専門医療機関・依存症治療拠点機関等の医療機関と連携し、依存症等を有する者への支援体制を強化していきます。【障がい福祉課 心と体の相談センター】

- ・「ダメ、ゼッタイ。」普及運動における協力団体と協働した街頭キャンペーンの実施及び県内の若年者を対象にしたSNSを活用した啓発事業を通じて、薬物乱用防止に対する意識醸成を図っていきます。

また、薬物乱用防止の啓発活動を行う薬物乱用防止指導員を県内に置き、警察職員や保健所職員等と協力し、学校等における講演を通じて、覚醒剤等の薬物乱用による被害を広く地域住民に周知していきます。【薬事衛生課】

《国等》

- ・薬物依存の認識及び薬物使用に係る自分の問題を理解させた上で、断薬への動機付けを図り、再使用に至らせないための知識及びスキルを習得させるとともに、社会内においても継続的に薬物依存からの回復に向けた治療及び援助等を受けることの必要性を認識させるための取組が行われています。【島根あさひ社会復帰促進センター 松江刑務所】

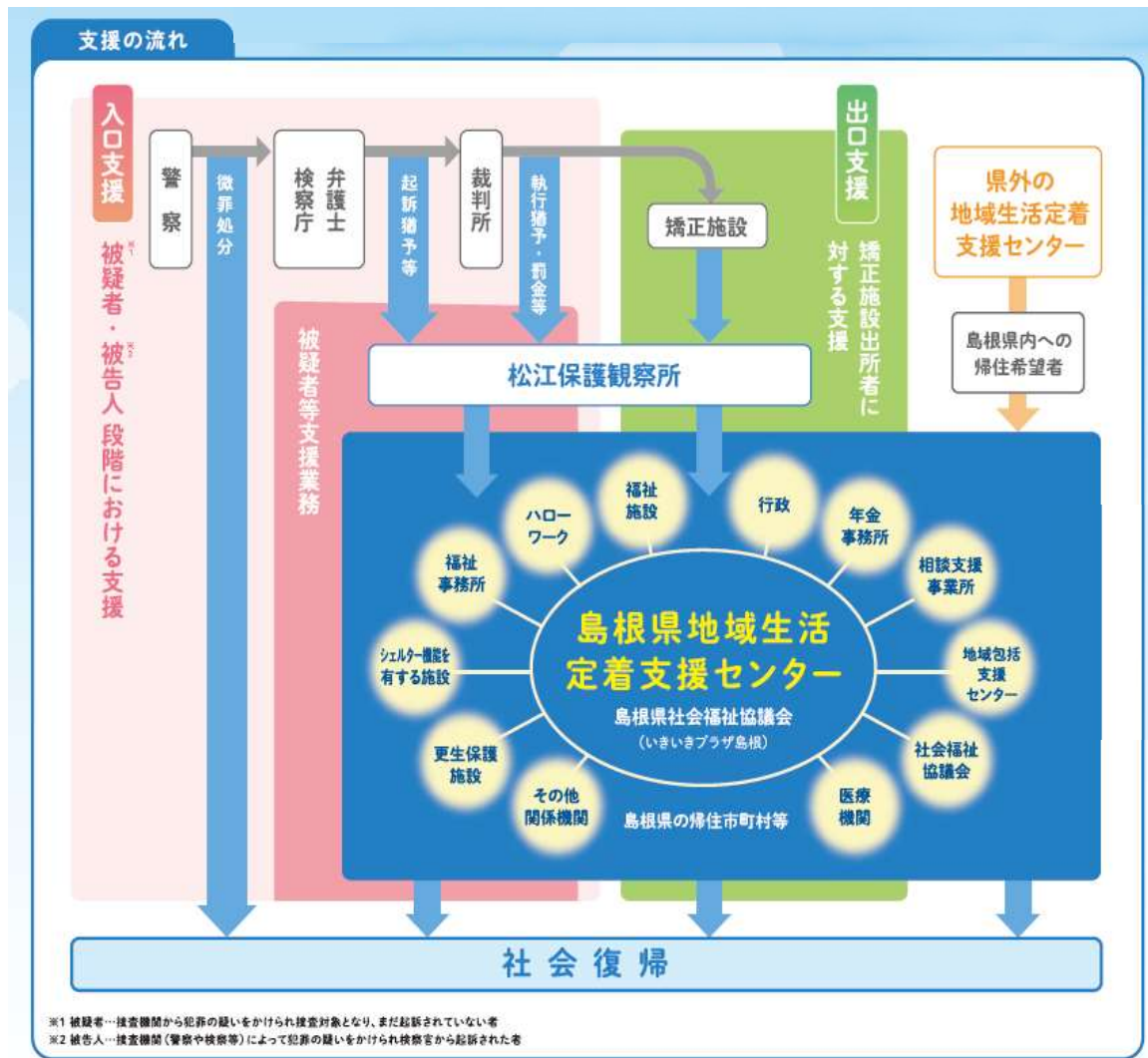
- ・松江保護観察所において、薬物再乱用防止プログラム等が引き続き実施されています。【松江保護観察所】

島根県地域生活定着支援センターの取組

島根県地域生活定着支援センターの概要

法務省及び厚生労働省は、平成21年4月から受刑者等のうち、適当な帰住先が確保されていない高齢者又は障がいのある者等が出所後に福祉サービス等を円滑に利用できるようにするため、矯正施設、保護観察所、地域生活定着支援センターが連携して、矯正施設在所中から必要な調整を行い出所後の支援につなげる特別調整の取組を実施しています。また、令和3年度より、刑事司法手続の入口段階にある被疑者・被告人等で、高齢または障がいにより自立した生活を営むことが困難な人に対して、釈放後直ちに福祉サービス等を利用できるように支援を行う「被疑者等支援業務」が開始されました。

島根県では、平成22年4月1日に島根県地域生活定着支援センターを島根県社会福祉協議会に運営委託して開設し、高齢又は障がいのある矯正施設出所者への支援を開始しましたが、令和4年度より新たに上記「被疑者等支援業務」を実施しています。



松江地方検察庁（刑事政策推進班）の取組

検察庁では、警察等の捜査機関が検挙した刑事事件の送致を受けた後、その捜査機関と協力して、事案の真相を解明するために捜査を行った上で、起訴（刑事裁判にかけて処罰を求めること）をするべきかどうかを判断し、起訴のうち公判請求した事件については、裁判で適切な判決が宣告されるべく公判立証を行っています。

加えて、松江地方検察庁内に刑事政策推進班を設置して、①犯罪の被害に遭った方への支援や、②児童虐待事案についての警察・児童相談所との三者連携とともに、③罪を犯した高齢者・障がい者・生活困窮者等を対象とする社会復帰支援を行っています。

このうち、③の社会復帰支援は、犯罪をした者で、起訴猶予処分や執行猶予付きの判決により釈放が見込まれる方が、居住先の確保や福祉サービス等を受給できるようにするため、福祉関係機関や保護観察所等に連絡を取り、適切な受入施設等の確保に向けた支援を行う、いわゆる「入口支援」に取り組んでいます。

支援の対象となる方が地域に戻るには、被害者や地域住民の理解が不可欠であり、犯罪被害者の支援を十分に行うことが前提であることを踏まえた上で、今後も各関係機関の皆様との連携を深めながら、対象者が罪を重ねることなく、地域の中で生活することができるよう、社会復帰支援を推進していきます。

島根県立心と体の相談センターにおけるギャンブル等依存症支援

島根県立心と体の相談センター（以下、当センター）は、本県のギャンブル等依存症の相談拠点に指定されており、ギャンブル等への依存状態にあると見受けられる相談者等に対して専門相談を行うとともに、当センターが開発したギャンブル等依存症からの回復支援プログラム「SAT-G（島根ギャンブル障がい回復トレーニングプログラム）」を実施しています。

また、当センターでは、地域の関係機関において福祉的支援等を提供されている者が、ギャンブル等への依存状態にあると見受けられる場合には、関係機関からの紹介を受けて、専門相談やSAT-Gを活用した回復支援を提供するなど、地域の関係機関と連携した取組を行っています。

ギャンブル等へののめり込みが犯罪の背景にある仮釈放者等についても、松江保護観察所と連携し、当センターにおいてSAT-Gを活用した回復支援等を提供しています。

3 子どもの非行の防止と健全育成、学校等と連携した修学支援の実施等のための取組

○現状認識と課題等

児童生徒の非行、問題行動等の状況や背景には、児童生徒の心の問題とともに、家庭、友人関係、地域、学校等の児童生徒が置かれている環境の問題が複雑に絡み合っているものと考えられます。

また、近年は、社会環境の変化に伴い、児童生徒の抱える問題が多様化・複雑化していることや、事件・事故、災害等の被害者である児童生徒や保護者のケア、貧困家庭の相談窓口などの対応も求められる等、学校における対応は多岐にわたっており、教育現場と福祉、警察等各関係機関と連携しながら子どもを取り巻く環境を支え、社会性や自己肯定感を醸成することが、ますます重要となってきています。

国においては、松江少年鑑別所（法務少年支援センター）が、在所中の少年に対する修学支援や就労支援の実施、また地域援助業務として一般の方を対象とした心理・職業適性等の相談や調査、検査の実施、学校からの心理相談等を行っています。

県内の非行少年の補導数は減少傾向にありますが、未来を担う子ども・若者が社会の一員として生き生きと活躍できるよう、引き続き子ども・若者の健全育成に取り組むことが必要です。

○具体的な取組

《県》

・県内9市町で設置されている子ども・若者総合相談センターにおいて、非行・犯罪問題のほか、家庭や学校のこと等、子ども・若者が抱える様々な問題について、本人や家族等関係者からの相談に応じ、個々の状況に応じて居場所支援や社会体験・就労体験といった体験活動を提供し、本人や家族への支援に取り組む市町を支援するとともに、未設置の町村には子ども・若者総合相談センターの設置を働きかけます。【青少年家庭課】

・県内4つの児童相談所において、児童福祉司や児童心理司等専門のスタッフがチームを組み、必要に応じて、弁護士や医師も含め、子どもの発達発育や養育、非行等子ども自身や家族、関係者からの相談に対し、ともに考え、支援に取り組めます。【青少年家庭課 児童相談所】

・児童自立支援施設のわかたけ学園において、生活指導や心理治療、学校教育（小・中学生）、研修科指導（中卒者）等を通して、子ども一人一人の能力や個性を尊重し、規範意識や社会性、自己肯定感をはぐくみ、非行防止を含む自立支援に取り組めます。【青少年家庭課 わかたけ学園】

・教育、福祉、保健・医療、更生保護、民間支援団体等から構成される「島根県子ども・若者支援地域協議会」の構成機関及び県内自治体間や民間支援団体間のネットワークによる官民連携した支援体制の構築を図ります。また、青少年育成島根県民会議と連携し、非行防止を含む健全育成県民運動を推進します。【青少年家庭課】

・スクールソーシャルワーカー活用事業におけるひきこもり対策連絡調整業務により、中学校卒業後、進学先や就職先を未定とした者、高等学校等において中途退学したのち、進路の未定の者に対して、県任用スクールソーシャルワーカーが関係機関との連絡調整を行います。【人権同和教育課】

・島根法務少年支援センター（松江少年鑑別所）が有する非行・犯罪に関する問題や、思春期の子どもたちの行動理解等に関する知識・ノウハウを活用して、地域における青少年の非行の防止等に取り組みます。【青少年家庭課 学校教育課 島根県警人身安全少年課】

島根法務少年支援センター（松江少年鑑別所）の地域援助

○一般の方からの相談

非行・犯罪行為、交友・親子関係、職場や学校でのトラブル等のお悩みを対象に解決の道筋を一緒に探っていきます。必要に応じて心理検査を行うことができます。

○事例検討会等の参加

児童福祉機関・教育機関をはじめとした関係機関の主催する事例検討会に参加し、問題行動に対する見立てと対応方法についての助言等の援助を行います。

○講演・研修会等への講師派遣

非行や子育ての問題、思春期の子供への指導方法等について説明を行います。また、学校の児童や生徒を対象とし、非行少年に関する司法手続や処分の種類・内容等に関する法教育の出前授業を行っています。



中学校での出前授業



島根法務少年支援センター相談室

4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援の実施等のための取組

○現状認識と課題等

再犯防止のための支援等を効果的に行うためには、犯罪や非行の内容はもとより、対象者の年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況等を適切に把握した上で、適切な支援を行っていくことが重要です。

令和7年6月1日に施行された改正刑法では、従来の懲役刑と禁固刑が一本化され、「拘禁刑」が新設されたことにより、刑務作業が義務ではなくなるとともに、改善更生のための柔軟な処遇が可能となっています。

刑務所においては、本人の抱える問題性を改善するための指導として「暴力団離脱指導」「交通安全指導」「性犯罪再犯防止指導」等を実施しています。

しかしながら、県内においてはそうした専門的処遇プログラムを行っている地域の保健・医療機関は少なく、十分に引き継いでいないことが課題です。

○具体的な取組

《県》

・暴力団員の社会復帰に対する支援として、島根県暴力追放県民センターや矯正施設、保護観察所等の関係機関と相互に連携し、暴力団員の離脱に向けた働きかけの充実を図るとともに、離脱に係る情報を適切に共有します。また、暴力団離脱者の安定した雇用の場を確保するために、その受け入れに賛同する企業等の開拓確保に努めていきます。

【島根県警 組織犯罪対策課】

・少年に対する支援として、県内の少年サポートセンターにおいて、過去に非行少年として取扱いのあった者のうち、再度非行に走る可能性が認められる者に対し、関係機関と連携しながら、個別の事情に応じた立ち直り支援を実施していきます。【島根県警 人身安全少年課】

・性犯罪の前歴を有する者に対する取組として、子どもを対象とする暴力的性犯罪の刑務所出所者に対し、法務省と協力して、再犯防止に向けた措置を行い、出所後の継続的な所在地の確認及び定期的な面談を実施します。【島根県警 人身安全少年課】

《国等》

・松江保護観察所において、認知行動療法に基づく専門的処遇プログラムが実施されています。【松江保護観察所】

「拘禁刑」創設の概要

拘禁刑の創設（R7.6.1）に伴う矯正処遇等の拡充



受刑者の集団編成の見直し

- 犯罪傾向の進捗による分類を廃止し、受刑者の特性に応じて、**基本的な処遇類型（矯正処遇課程）**を24種類設計、**処遇の目標、矯正処遇の在り方、作業と指導の組合せ、処遇上配慮すべき事項**などを規定
- 矯正処遇課程等に基づいて、個々の受刑者の特性に応じて処遇

矯正処遇課程の例
 福祉的支援課程、高齢福祉課程、依存症回復処遇課程、若年処遇課程、長期処遇課程、短期処遇課程、一般処遇課程、開放的処遇課程 など

受刑者の特性に応じた処遇を効果的・効率的に実現

受刑者の必要性に応じた作業の実施

実施目的の明確化

- どのような作業にどのような受刑者が従事させることが適切か
 - その作業に従事することにより、どのような処遇効果を見込むことができるか
- などについて明確化。

拘禁刑の趣旨を踏まえた作業の再構築

基礎的作業

社会人として求められる職業上の基礎的な能力を身に付けさせる。

職業訓練

雇用ニーズを踏まえた職業訓練を効果的に実施できるよう、訓練の内容、実施施設等の見直しを図る。

機能別作業

（代表例）

【コミュニケーション能力等向上作業】

出所後の就労や就労の定着のために必要とされるコミュニケーション能力や課題解決能力等の向上を図る。

【機能向上作業】

作業療法士等による定期的な助言や指導を受けながら、認知機能及び身体機能の維持・向上を図る。又は、産業や園芸活動を通じて、自信や生きがいを実感させ、自己肯定感の向上を図る。

改善指導・教科指導の拡充

- 特別改善指導「暴力防止指導（R7）」の創設
- 刑期を通じた被害者等の心情等を考慮した改善指導の実施
- 効果検証の結果を踏まえた薬物依存離脱指導の充実
- オープンダイアログの手法や考え方を取り入れた「対話実践」の推進
- 松本少年刑務所「教科指導集中処遇コース」を女性受刑者に拡大

社会復帰支援の拡充

- 必要に応じた支援計画の策定
- 民間団体と連携した就労支援の充実



作業を含む受刑生活への動機付けの強化

受刑者の特性の理解

個別指導の強化

生活援助の必要性の高い受刑者等へのチーム処遇の展開

（出典：法務省提供資料）

「拘禁刑」における矯正処遇の変化

(松江刑務所、島根あさひ社会復帰促進センターの取組)

1 集団編成

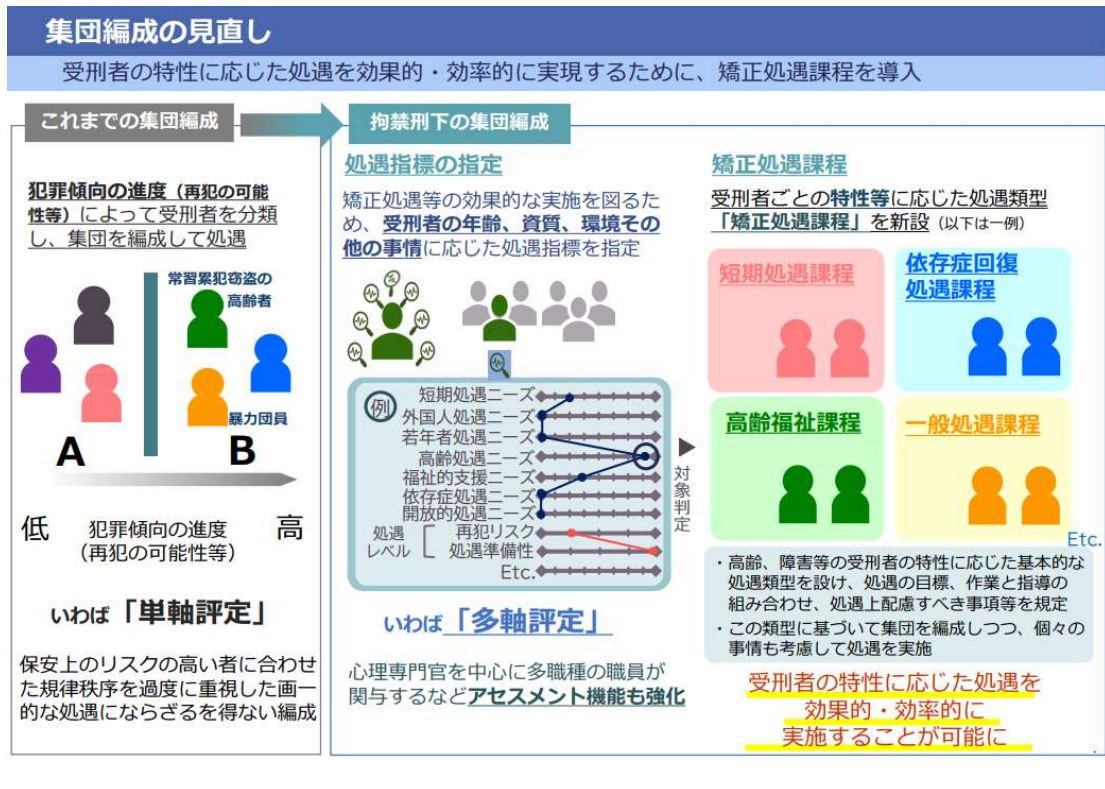
新たに集団編成が見直され、これまで以上に、個々の受刑者の特性に応じたきめ細かな処遇を実現するために、24の矯正処遇課程が設けられ、そのうち最も必要性が高い課程を1つ指定し、当該矯正処遇課程を中心に処遇を実施しています。

矯正処遇過程の中でも、

- (1) おおむね70歳以上の者で、認知症、身体障がい等により自立した生活を営むことが困難な者（DS：高齢福祉課程）
- (2) 知的障がい若しくは発達障がいを有し、又はこれらに準ずる者（DH：福祉的支援課程(知的障がい・発達障がい）
- (3) 精神上の疾病又は障害を有する者のうち、医療刑務所等に収容する必要性は認められないものの、自立した生活を営むことが困難な者（DM：福祉的支援課程（精神上の疾病又は障がい））

については、より処遇上の配慮が必要となるため、一つの工場に集約するなどし、高齢、障がい等の受刑者の特性に応じた処遇の目標、作業と指導の組み合わせ、処遇上配慮すべき事項等を規定し、処遇を実施しています。

【参考】※法務省HP「拘禁刑下の矯正処遇等について」より抜粋



2 作業

ア 動機付け

受刑者に作業を実施させる場合は、入所時、作業指定時、定期の時期の3段階に分けて作業に取り組む上での目標を持たせ、又は受刑者自身に目標を考えさせるなどし、改善更生や円滑な社会復帰に向けた動機付けを行っています。

イ コミュニケーション能力等向上作業等の導入

従来の受動的な作業から、刑務作業を題材としてグループワークを行うなど、相互のやり取りを重視した作業を実施し、コミュニケーション能力や課題解決能力の向上を図る「コミュニケーション能力等向上作業」を多くの刑事施設において導入しています。

そのほかにも、事業における課題の設定や商品等の企画、製造などの体験を通じて、自立した社会人として、組織における他者との協働の方法や組織の運営に資する知識と技術等を習得させるための「チーム参加・管理能力等養成作業」、開放的施設又は刑事施設外処遇による自立した生活を背景に、農園芸などの作業を行うという社会参加体験を行わせる「キャリア開発・実践作業」など、新たな作業の導入を行っています。

【参考】※法務省HP「拘禁刑下の矯正処遇等について」より抜粋

拘 禁 刑

個々の受刑者の特性に応じて、改善更生・再犯防止のために必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことが可能に。

point

✓ 受刑者の必要性に応じた作業の実施

作業の実施が前提ではなく、改善更生等の必要性に応じて実施を検討することが可能に。

✓ 作業と指導を柔軟かつ適切に組み合わせた処遇

作業や指導等の実施時期や割合、組合せ等を重視し、個々の特性に応じたきめ細かな矯正処遇等を展開。

✓ 作業を含む受刑生活への動機付けの強化

一方的に矯正処遇等を課すのではなく、受刑者自身にその重要性を十分に理解させ、効果的に改善更生等を図る。

5 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等のための取組

(1) 民間協力者の活動の促進等

○現状認識と課題等

再犯防止に関する施策の実施は、地域において犯罪をした者等の指導・支援にあたる保護司をはじめ、更生保護女性会、BBS会等の更生保護ボランティアや入所受刑者の悩みや問題について助言指導する篤志面接委員、入所受刑者に宗教教誨を行う教誨師、立ち直り支援に取り組む少年補導員等により支えられています。

令和7年9月1日現在、保護司 497 人、更生保護女性会会員約 2300 名、BBS (Big Brothers and Sisters Movement) 会会員約 170 名のボランティアがいます。

また、県内には自立準備ホームが4つ、更生保護施設が1施設、更生保護サポートセンターが10施設（うち1施設はサテライト型）あります。

県における保護司充足率は定員 510 人の約 97%を維持しているものの、定年退任者が増加傾向にあり、保護司候補者の選定に苦慮している地域が多く、各会の会員数も減少傾向にあることが課題です。

○具体的な取組

《県》

・松江保護観察所や更生保護団体等と連携し、県内の保護司や協力雇用主等の確保に向けた啓発に努めます。【地域福祉課】

・民間ボランティア活動の充実のため、更生保護サポートセンターの設置等県が保有する施設や設備の提供について、施設の使用状況に応じて検討します。【地域福祉課】

(2) 広報・啓発活動の推進等

○現状認識と課題等

国の取組として、松江保護観察所等において、“社会を明るくする運動” 強調月間及び再犯防止啓発月間について、メディア等を通じて広く県民に広報を行うとともに、“社会を明るくする運動” の一環として、県下の小中学生を対象に同運動をテーマとした作文コンテストを実施しているほか、刑務所において矯正展を開催し、刑務作業における作品の販売や展示等、刑務所見学会を実施しています。

島根あさひ社会復帰促進センターにおいては、民間事業者のノウハウを活用した回復共同体プログラムや地域ボランティアの協力による文通プログラム等の取組を実施しているほか、功績顕著な民間協力者に対する感謝状の贈呈等の広報啓発活動を実施しています。

また、松江刑務所においては、現在、受刑者への一般改善指導として、関係機関等と

協力しながら、保護犬を馴化させる訓練を実施しています。

県においても、“社会を明るくする運動”や再犯防止啓発月間、更生保護事業における功績が顕著な保護司に対する感謝状の贈呈等の広報啓発活動を実施しています。

しかしながら、広く住民への理解や関心が深まっていないことや広報啓発活動が十分に認知されていると言えないことが課題です。

○具体的な取組

《県》

・犯罪や非行の防止と更生支援に関する県民の理解を促進するため、“社会を明るくする運動”や再犯防止啓発月間を通じて、県の広報媒体を活用し、広報・啓発活動を実施します。【地域福祉課】

・矯正施設と協力し、“社会を明るくする運動”の一環として開催される「矯正展」や地域の福祉関係機関等を対象とした「矯正施設見学会」について周知し、矯正施設における再犯防止の取組や矯正施設出所者の社会復帰に関する理解を促進します。【地域福祉課】

・各更生保護団体の活動について、県のHP等において広報・啓発活動を実施します。【地域福祉課】

・松江保護観察所、島根県保護司会連合会等が開催する更生保護事業関係者顕彰式典において、更生保護活動で功績のあった者に対し、知事表彰及び感謝状を贈呈します。【地域福祉課】

《国等》

・地域のボランティアの方と受刑者が、約7か月の期間で手紙のやりとりをして、自身の考えや思いを伝え合い、社会とのつながりを実感することにより、改善更生や円滑な社会復帰となる取組が実施されています。また、長年協力をいただいた方に対し、施設や中国矯正管区から感謝状が贈呈されています。【島根あさひ社会復帰促進センター】

・受刑者が保護犬を馴化させる訓練により、社会に必要とされる自己効力感や成果を実感させ、自信を向上させるとともに、他者への思いやり・コミュニケーション能力を向上させる取組（保護犬プロジェクト）を関係機関等と協力しながら実施されています。【松江刑務所】

・“社会を明るくする運動”における街頭啓発活動を実施するほか、更生保護ボランテ

ィアの活動拠点となる更生保護サポートセンターを中心に、保護司による犯罪予防の啓発活動が行われています。【松江保護観察所】

更生保護施設「しらふじ」

更生保護施設である「しらふじ」は、矯正施設などを仮出所し保護観察に付された人や刑の執行猶予を受けた人などのうち、頼るべき人がおらず帰る場所もない等の理由で、社会的にも経済的にも自立が困難な人に対し、一定の期間、宿泊場所や食事の提供を行い自立に向けた各種支援を行う民間施設です。

「しらふじ」では、保護をしている人の特性などに応じて、生活指導をはじめとした必要な指導や援助を行い、その再出発を支えています。

1 「しらふじ」における指導や支援

○ 生活基盤の提供

宿泊場所（個室）や温かい食事（3食）の提供など、入所者が自立の準備に専念できる生活基盤を提供しています。

○ 円滑な社会復帰のための指導や援助

日常の生活指導などを通じ、入所者が地域社会の一員として円滑に社会復帰するための指導を行っています。

○ 自立に向けた指導や援助

就労支援や金銭管理の指導、退所後における住居の確保など、入所者ができるだけひとり立ちし、退所した後も自立した生活を維持できるよう必要な指導や援助を行っています。

2 松江地区更生保護女性会などの支援

食事支援（毎月1回）、コラージュ作成会（毎月1回）など

3 関係機関・団体の支援

断酒例会（島根県断酒新生会）、健康診断（江津済生会病院）、心の相談（松江少年鑑別所）、法話のつどい（出雲曹洞宗青年会）など

しまね更生支縁ネット

任意団体の更生支縁ネットでは、罪に問われた障がい者や高齢者などが、刑事司法から地域社会に至るあらゆる段階で必要な支援を受けることができるよう、司法、行政、福祉、医療、地域住民など島根県内における更生支援のネットワークづくりを目的として、定例会や研修会などを開催されています。

島根あさひ社会復帰促進センター「回復共同体プログラム」 「文通プログラム」

当センターは、初犯の受刑者約800名を収容し、福祉的な支援や教育プログラムの受講、多様な職業訓練の実施など、社会復帰に向けた処遇を手厚く行っています。

特徴的なプログラムの一つに、「回復共同体プログラム」があります。これは、メンバーを限定した集団で3か月以上の期間生活を共にしながら毎日ミーティングを行い、積極的な自己開示によって信頼できる人間関係の構築を目指すものです。そうした経験の中で、メンバーたちは人間性の発達が促され、問題解決の方法や社会的なスキルなどを身につけていきます。

このプログラムをテーマにした「プリズン・サークル」という映画が公開されました。約2年間にわたってセンター内で撮影が行われ、メンバーの発言や苦悩などが細かく記録されています。この映画は、令和2年度の文化庁映画賞大賞を受賞しました。

また、当センター所在地である浜田市旭町の住民のみなさまの御協力を得て、「文通プログラム」を実施しています。

受刑者と地域参加者が毎月1回、合計4回の文通を行うもので、受刑者の多くは、家族や社会復帰の悩みを正直に打ち明け、地域参加者からは、それに対する助言がなされます。文通をとおして、受刑者は、一般社会の方々からの広い視点が与えられ、罪を償うことの重要性や支援者の存在などが自覚できるようになります。



文通プログラム

プログラムイメージ



- 【参加者】 手紙を見て、申し訳ない気持ちがよく分かりました。どんな罪か分かりませんが、まだ若い。被害者や周りの人に申し訳ない気持ちがあれば必ず立ち直れます。逃げないで、その気持ちが伝わるまで...
- 【受刑者】 家族や友人以外に自分を応援してくれるとは思ってもみませんでした。再犯しないために、自分の引っ込み思案なところを直して、仕事を辞めずに続けようと思います。被害者の方に自分が何ができるか、自分ができることをしようと思いました。

「保護犬プロジェクト」とは

- ・社会内で保護された犬＝「保護犬」動物愛護保護団体、都道府県・政令市の協力の下、刑事施設において、**受刑者が保護犬を馴化**する訓練を実施する。



1. 受刑者に、必要とされる自己効力感や成果を実感し、**自信を向上させる**(自尊心、自己肯定感)
2. 他者への思いやり・**コミュニケーション能力を向上させる**(向社会性スキル)
3. 社会貢献意欲を高め、動物関連分野で就労できる**技能の習得**を目指す。

松江刑務所の「保護犬プロジェクト」

- ・現在、松江刑務所では、社会内で保護された犬：「保護犬」を人馴れさせる活動を行っている
- ・松江刑務所内で「**一般改善指導**」として、対象の受刑者に実施している。
- ・プログラムは概ね1か月に1～2回程度実施している。



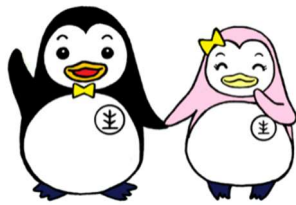
松江刑務所の「保護犬プロジェクト 指導内容」※一部抜粋

単元	指導項目（主題）	単元	指導項目（主題）
1	オリエンテーション	7	基本動作の習得④
2	犬との関係作り①	8	基本動作の習得⑤
3	指示を与える	9	適切なグルーミングの方法 排泄トレーニング
4	歩行トレーニング① 基本動作の習得①	10	犬の遊び
5	歩行トレーニング② 基本動作の習得②	11	家庭内での飼育を想定した トレーニング
6	歩行トレーニング③ 基本動作の習得③	12	総括

法務省“社会を明るくする運動”とは

“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動で、昭和 25 年から行われています。

街頭キャンペーンや作文コンテストなど、犯罪や非行のない明るい社会づくりのために、これからも広く住民の理解と共感を得られるような活動を展開していきます。



更生保護のマスコットキャラクター
更生ペンギンのホゴちゃん、サラちゃん



社会を明るくする運動のシンボルマーク
「幸福（しあわせ）の黄色い羽根」

6 地域による包摂の推進のための取組（国・民間団体等との連携強化等）

○現状認識と課題等

これまで矯正施設や保護観察所等の刑事司法関係機関において、犯罪をした者等の抱えている課題の解消に向けて、各種の社会復帰支援のための取組を実施してきましたが、その範囲は原則として刑事司法手続きの中に限られています。犯罪をした者等が刑事司法手続きを離れた後の支援は、住民を対象としている各種制度・サービスを通して実施されます。

犯罪をした者等の中には様々な生きづらさを抱えている者も多く、国、地方公共団体、民間協力者が一丸となった取組・支援等を実施する必要性が指摘されるようになりました。再犯を防止し、安全・安心な地域社会を構築するためには、更生支援に関わる各関係機関がそれぞれの適切な役割分担を踏まえた上で、効果的な連携及び継続的な支援が必要です。

島根あさひ社会復帰促進センターにおいては、地域の連合自治会、近隣の小学校児童、大学生、保護司会、更生保護女性会等と連携して、施設外周にある棚田風石垣部分に彼岸花の球根を植栽し、民間団体等との連携強化に取り組んでいます。

県においては、島根労働局と協議会を通じて、中高年世代の者や生活保護受給者、生活困窮者自立相談支援事業対象者等に対する支援について情報共有等を行っているほか、国の刑事司法機関が実施している会議や講座等への参加等に取り組んでいます。

しかしながら、地方自治体や地域の保健医療福祉関係機関及び民間団体等において、再犯防止に係る情報が不足していることや刑事司法関係機関との連携体制が十分ではないことが課題です。

○具体的な取組

《県》

- ・再犯防止推進の観点から、関係機関相互の連携強化を図りながら、再犯防止に係る取組や課題等の情報共有、島根県再犯防止推進計画の進行管理及び検証等を行う「再犯防止推進委員会」を引き続き開催します。【地域福祉課】

- ・県、市町村、民間団体及び刑事司法関係機関等による連携体制が継続して図れるよう、関係者による講話や事例報告、意見交換等を通じ、更生支援に関する現状や課題等について共有する「地域再犯防止推進市町村等担当者会議」を引き続き開催します。【地域福祉課】

- ・本計画に基づく支援対象者が地域で生活していく上で必要となる支援につながるよう、就労・住居・保健医療福祉施策や更生支援に関する支援関係団体等を一覧にしたり

ストを作成し、各関係機関が活用することにより、連携体制のとれた支援を推進します。

【地域福祉課】

《国等》

・地域に受け入れられる施設になるため、近隣にある松江養護学校と協力して製品を作ったり、社会貢献作業として近隣の公民館の除草作業を行うなど、地域との連携強化に取り組まれています。【松江刑務所】

・施設正面棚田風石垣部分への彼岸花の植栽として、受刑者、施設職員と島根県立大学生で整地を行い、地元小学校児童、市役所支所、連合自治会、地区保護司会、地区更生保護女性会、ＢＢＳ会や島根県立大学の方々と植栽会を実施するなど、民間団体等との連携の強化に取り組まれています。【島根あさひ社会復帰促進センター】

・松江保護観察所において、毎年「矯正・保護・福祉関係機関等連絡協議会」が実施されています。【松江保護観察所】

彼岸花植栽会



令和7年度は、旭小学校の5年生18名、6年生14名、連合自治会約30名、浜田市旭支所5名、浜田地区保護司会約4名や浜田地区更生保護女性会約15名、ＢＢＳ会1名や島根県立大学生約20名の他、新たに協力雇用主会1名の合計108名ほどの方々をお招きし、御参加いただきました。

第4章 推進体制

再犯防止推進法において、地方公共団体は国との適切な役割を踏まえ、地域の実情に応じた再犯の防止等の施策を実施すること、また国及び地方公共団体は再犯防止施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図り、民間団体やその他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めるとされています。

国の関係機関においては、地方公共団体及び民間団体等の協力を得て、犯罪をした者等が刑事司法手続きを離れた後も必要な支援や援助を円滑に受けられるよう、枠組みを越えたネットワークの構築を図りながら、地方公共団体及び民間団体等との取組を進めていくことが求められます。

また、国、地方公共団体、民間団体等それぞれが把握している再犯防止等に係る地域の問題や課題の分析及び情報共有を行うことにより、地域の実情に応じた効果的な施策を推進することができます。

そのため、県においては、関係機関等が一堂に会する場を定期的に設け、対話を通じて、相互に連携協力のできるネットワークの構築を図っていきます。

併せて、本計画の進行管理及び検証等を行い、県として必要な支援を進めるため、関係機関・団体等で構成する「再犯防止推進委員会」を設置しています。

○島根県再犯防止推進委員会

分野	機関・団体名	関係事項
刑事	松江地方検察庁	犯罪情勢等再犯防止に係る現状・課題・ニーズの把握等
矯正	島根あさひ社会復帰促進センター	
更生保護	松江保護観察所	
司法	島根県弁護士会	
学識経験者	—	学術的な助言等
福祉・医療	島根県社会福祉士会、島根県精神保健福祉士会、島根県社会福祉協議会	個別支援等を通じた更生支援に係るニーズ、社会資源等の状況把握
雇用	島根労働局	就労に係る現状・課題の把握
行政	市町村	更生支援に係る地域の状況把握

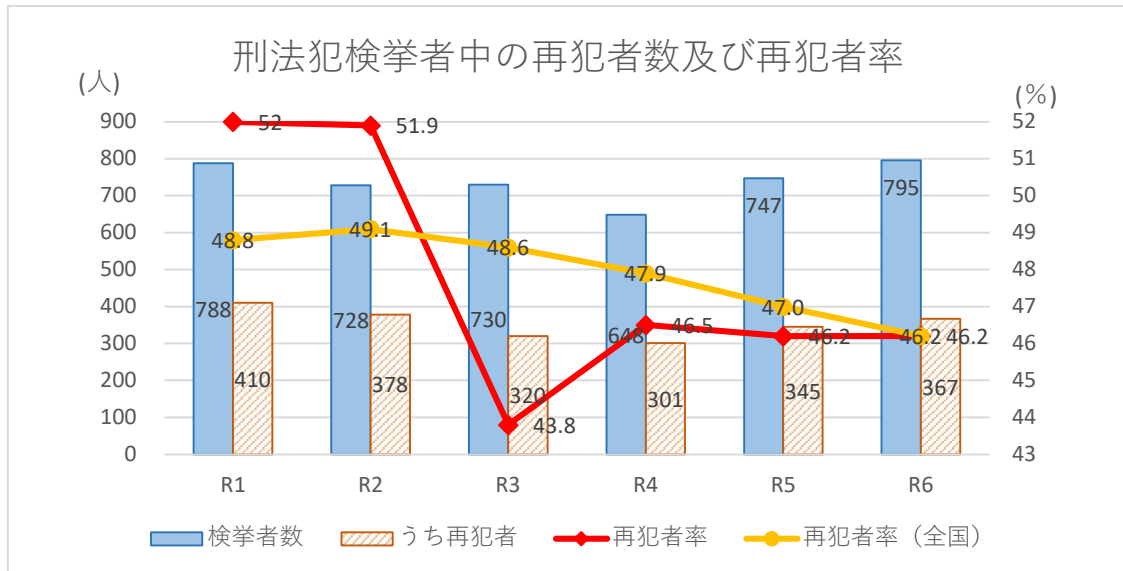
資料 1 国及び本県における再犯防止を取り巻く現状のデータ

【参考】再犯防止推進計画に掲げられた施策の指標一覧

- 1 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率
- 2 新受刑者中の再入者数及び再入者率
- 3 出所受刑者の2年以内再入者数及び2年以内再入率
- 4 主な罪名・特性別2年以内再入率
- 5 刑務所出所者等総合的就労支援対策の対象者のうち、就職した者の数及びその割合
- 6 協力雇用主数、実際に雇用している協力雇用主数及び協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等数
- 7 保護観察終了時に無職である者の数及びその割合
- 8 刑務所出所時に帰住先がない者の数及びその割合
- 9 更生保護施設及び自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した者の数
- 10 特別調整により福祉サービス等の利用に向けた調整を行った者の数
- 11 薬物事犯保護観察対象者のうち、保健医療機関等による治療・支援を受けた者の数及びその割合
- 12 少年院において修学支援を実施し、出院時点で復学・進学を希望する者のうち、出院時又は保護観察中に復学・進学決定した者の数及び復学・進学決定率
- 13 上記により復学・進学決定した者のうち、保護観察期間中に高等学校等を卒業した者又は保護観察終了時に高等学校等に在学している者の数及びその割合
- 14 矯正施設における高等学校卒業程度認定試験の受験者数、合格者数及び合格率
- 15 保護司数及び保護司充足率
- 16 “社会を明るくする運動”行事参加人数
- 17 地方再犯防止推進計画を策定している地方公共団体の数及びその割合

1 犯罪の発生状況等

(1) 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率



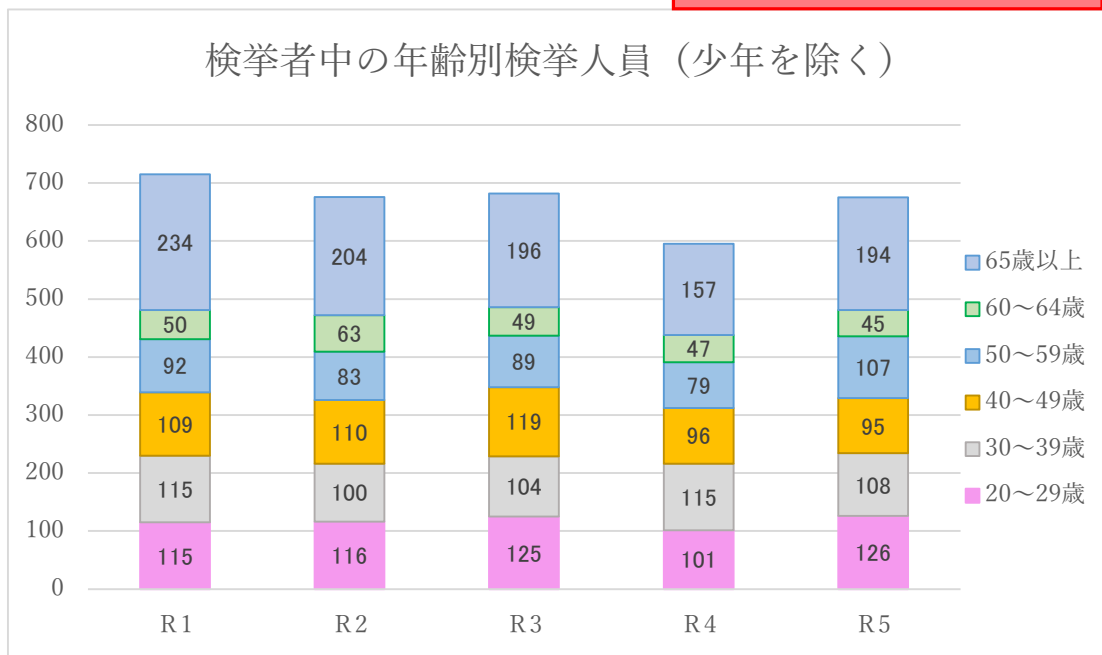
【資料：島根県警察本部・法務省提供】

(注) 検挙者数：警察等が検挙した事件の被疑者数

(注) 再犯者：2度以上犯罪により検挙された者

(2) 年齢別検挙者の推移

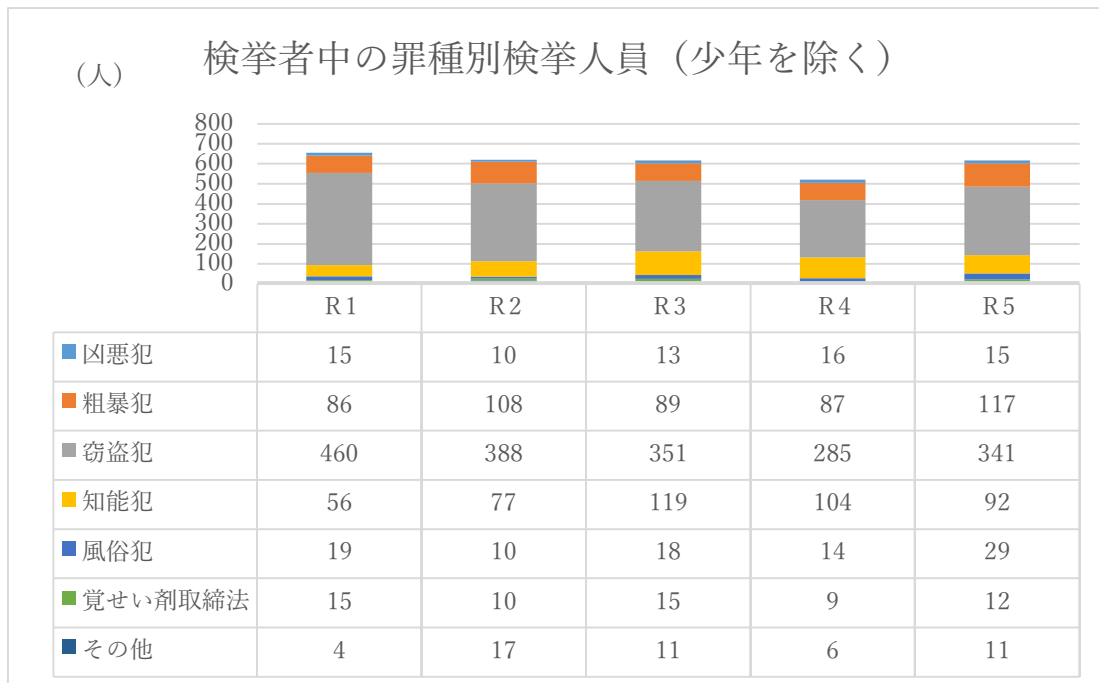
R6年度データ (要更新)



【資料：島根県警察本部・中国矯正管区提供】

(3) 罪種別検挙者の推移

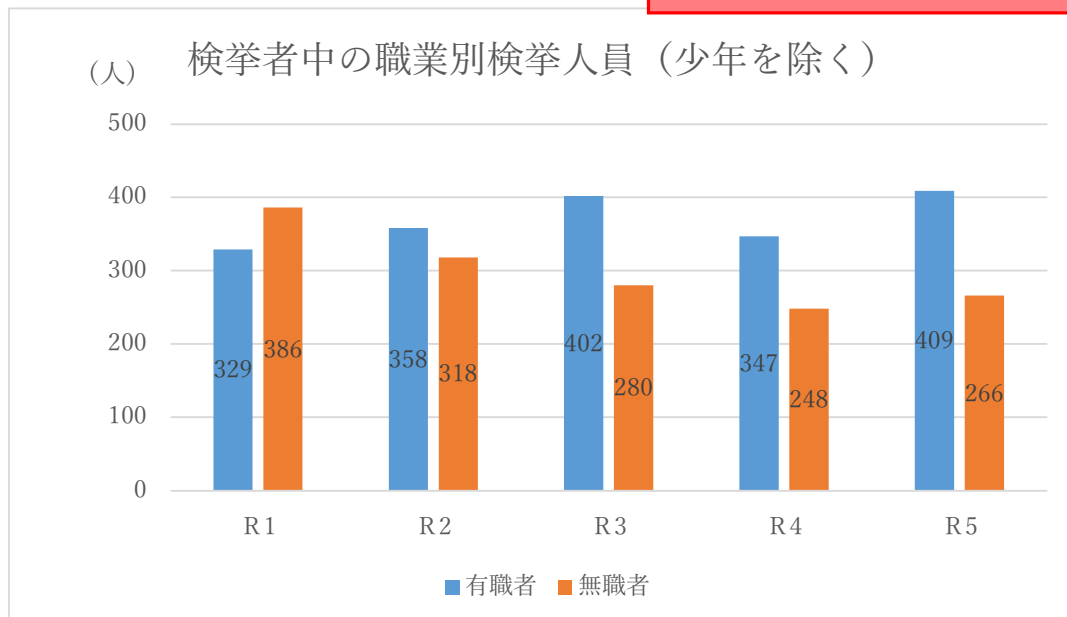
R 6 年度データ（要更新）



【資料：島根県警察本部・中国矯正管区提供】

(4) 職業別検挙者の推移

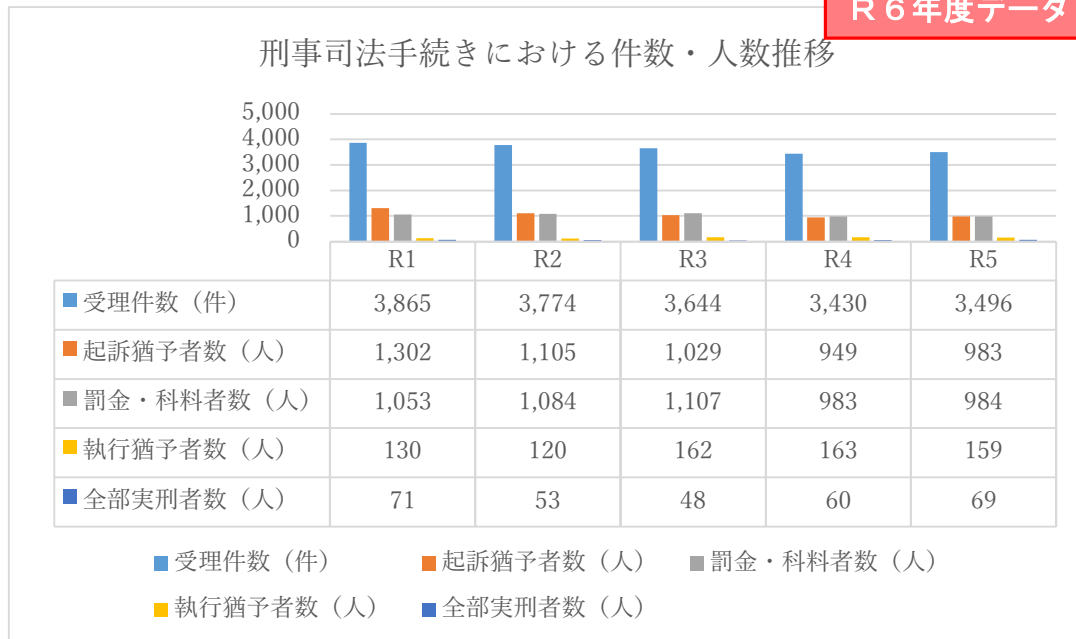
R 6 年度データ（要更新）



【資料：島根県警察本部・中国矯正管区提供】

(5) 刑事司法手続きにおける件数・人数の推移

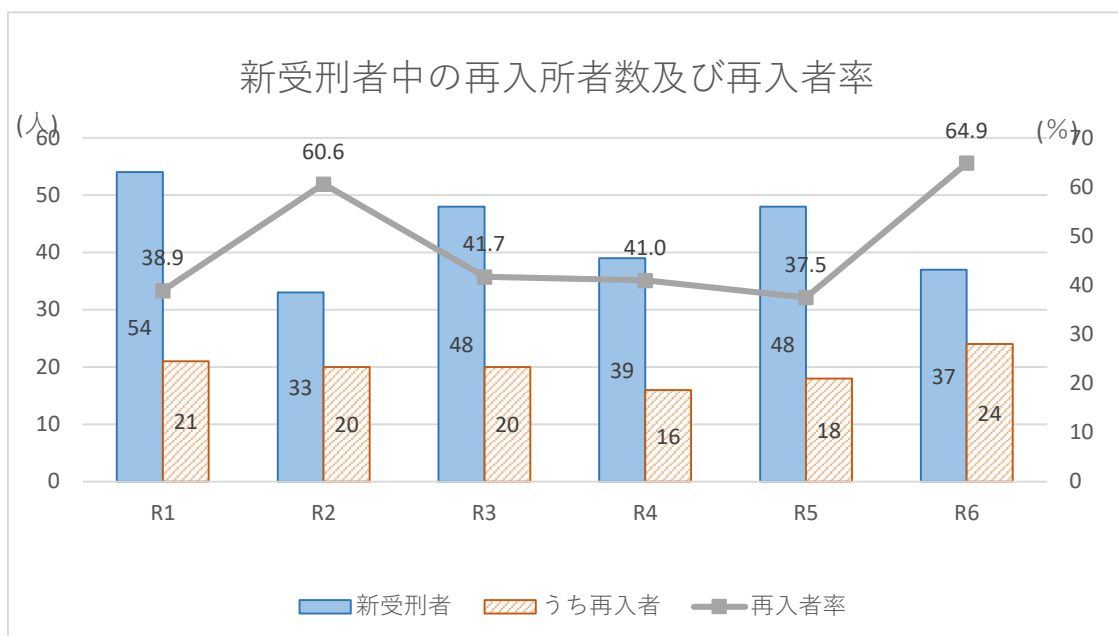
R 6 年度データ (要更新)



【資料：検察統計年報】

(注) 松江地方裁判所管内であった裁判結果を計上したものである。

(6) 新受刑者中の再入者数及び再入者率

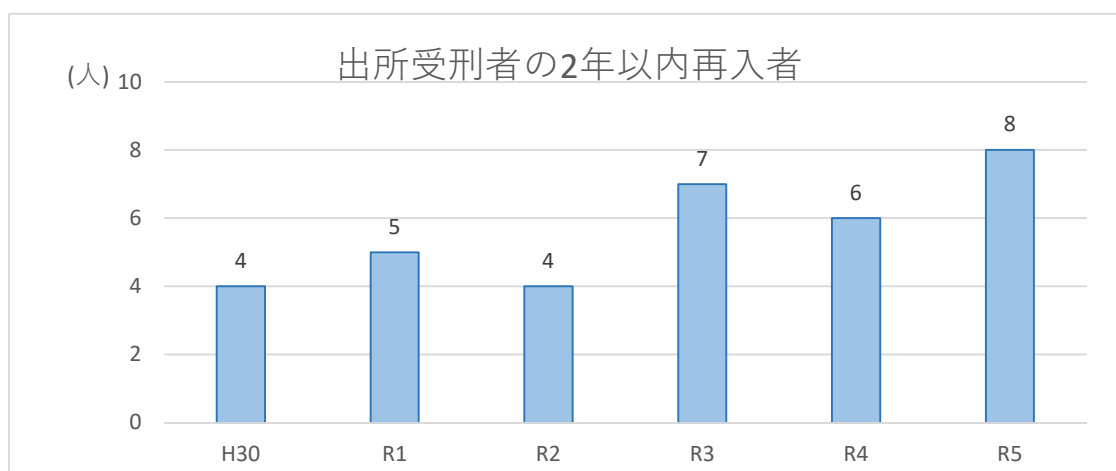


【資料：法務省提供】

(注) 新受刑者：懲役刑等の執行のため、新たに刑事施設に収容された者

(注) 再入者：受刑のため刑事施設に入所するのが2度以上の者

(7) 出所受刑者の2年以内の再入者数

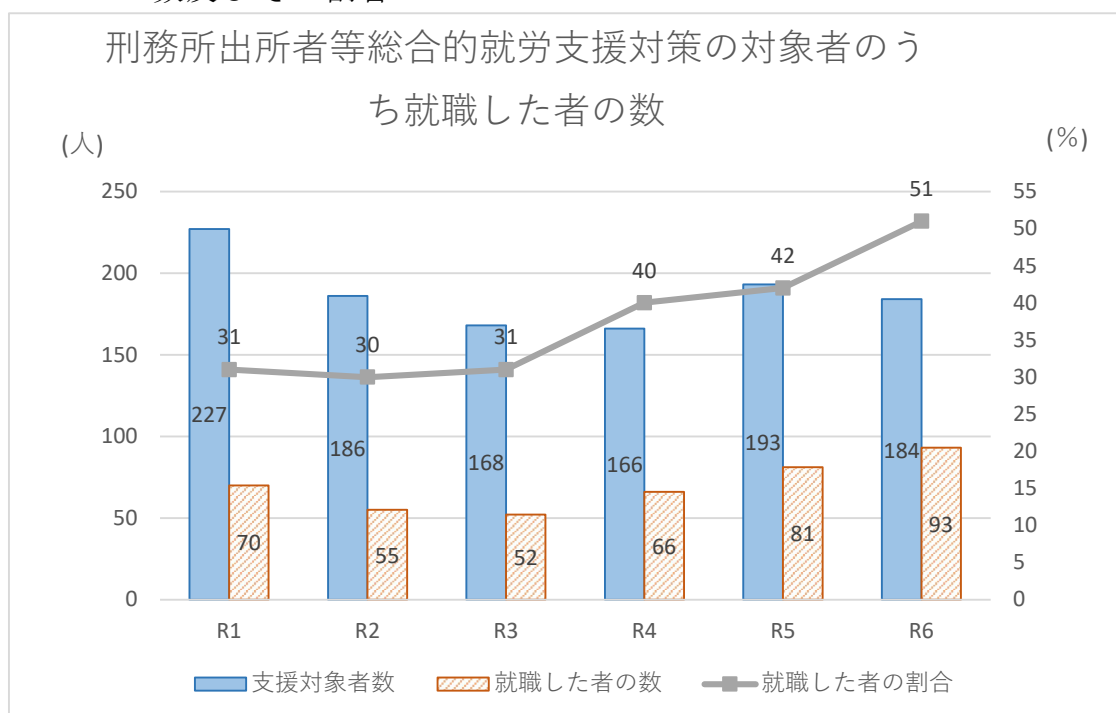


【資料：法務省提供】

(注) 2年以内再入者数とは、出所年及び出所年の翌年末までに再入者した者の数のことである。

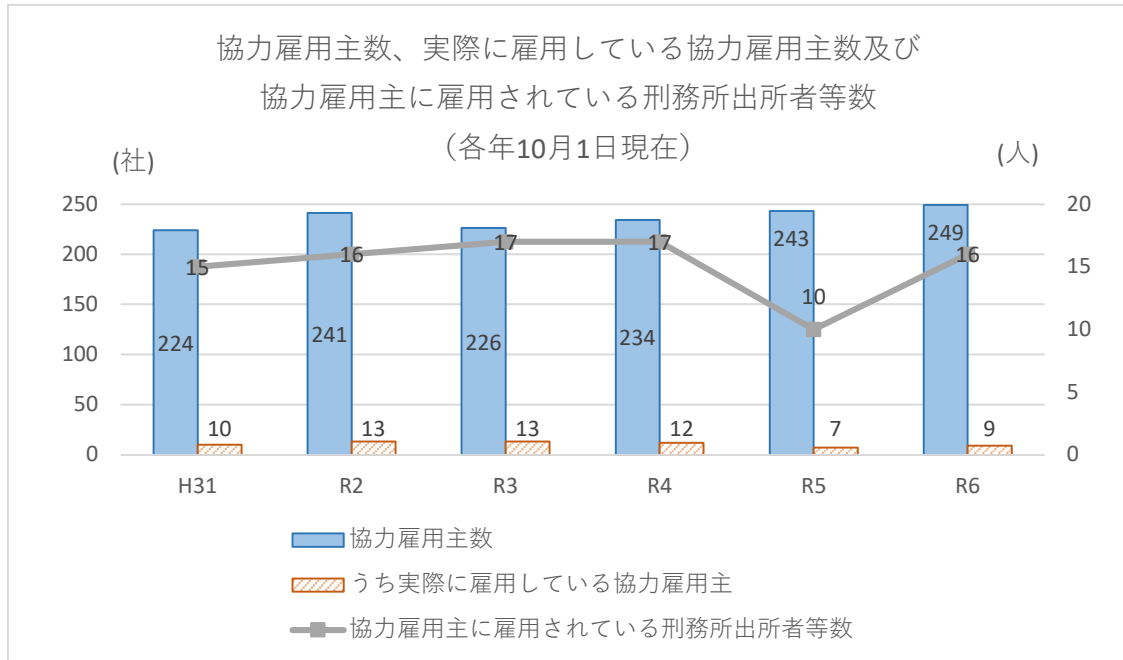
2 就労・住居の確保等関係

(1) 刑務所出所者等総合的就労支援対策の対象者のうち、就職した者の数及びその割合



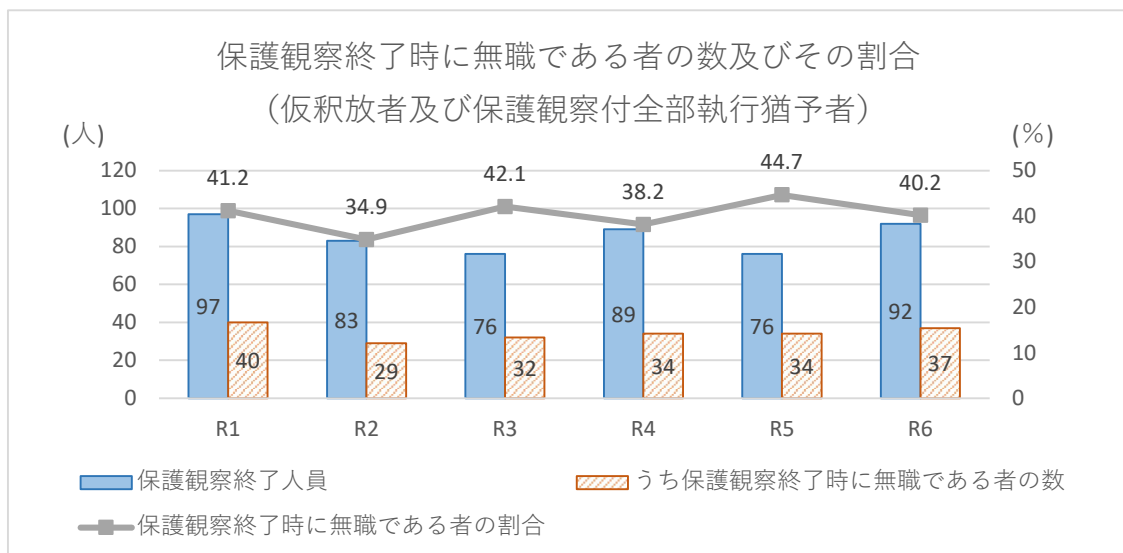
【資料：法務省提供】

(2) 協力雇用主数、実際に雇用している協力雇用主数及び協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等数



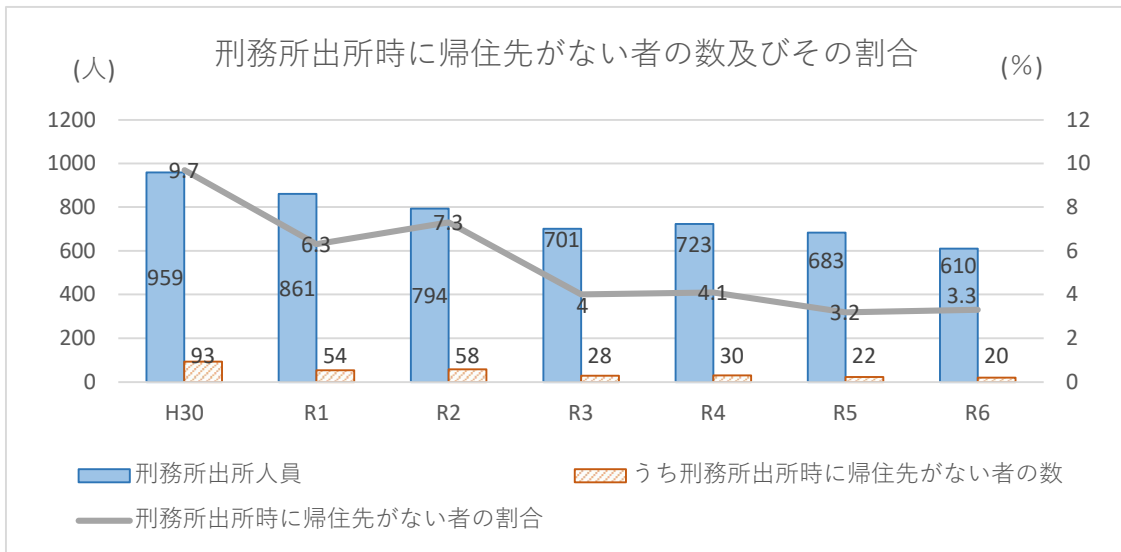
【資料：法務省提供】

(3) 保護観察終了時に無職である者の数及びその割合（仮釈放者及び保護観察付全部執行猶予者）



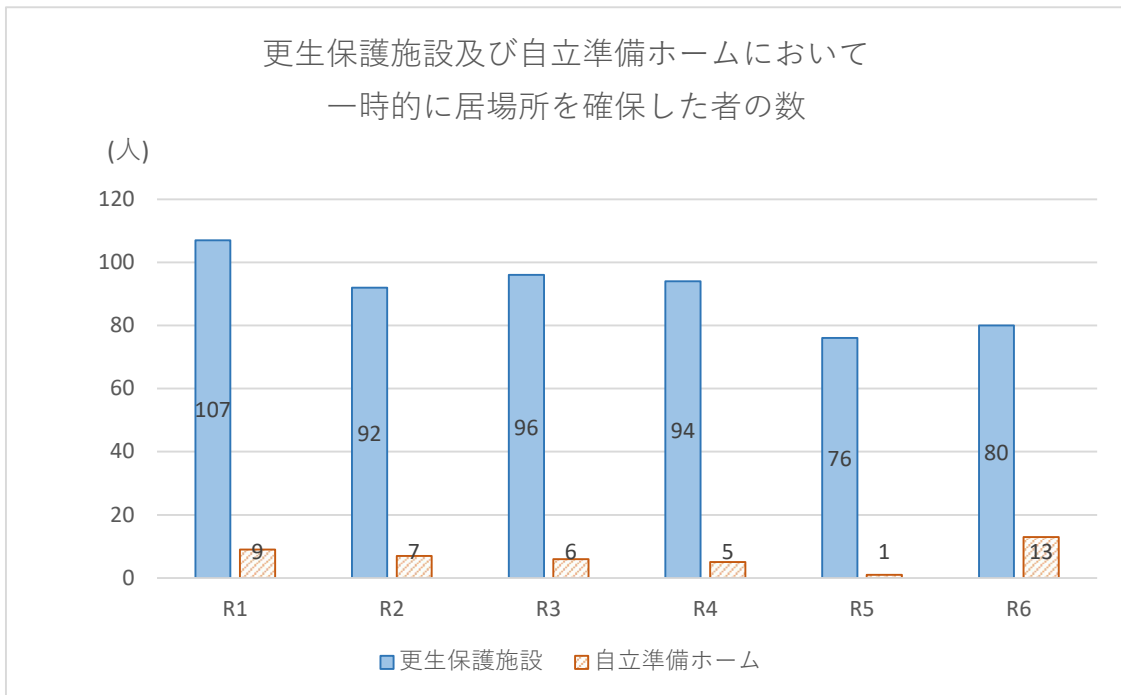
【資料：法務省提供】

(4) 刑務所出所時に帰住先がない者の数及びその割合



【資料：法務省提供】

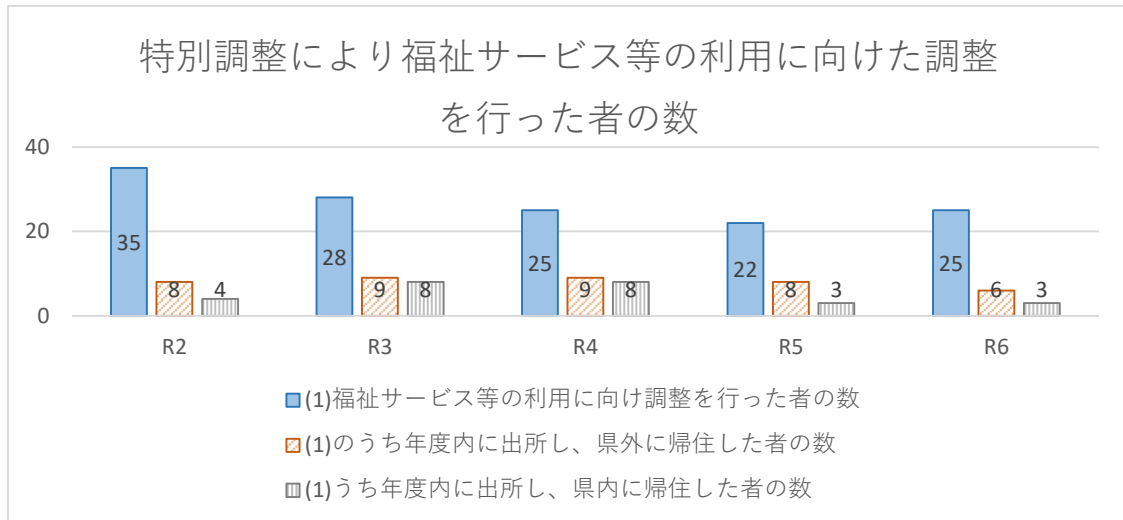
(5) 更生保護施設及び自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した者の数



【資料：法務省提供】

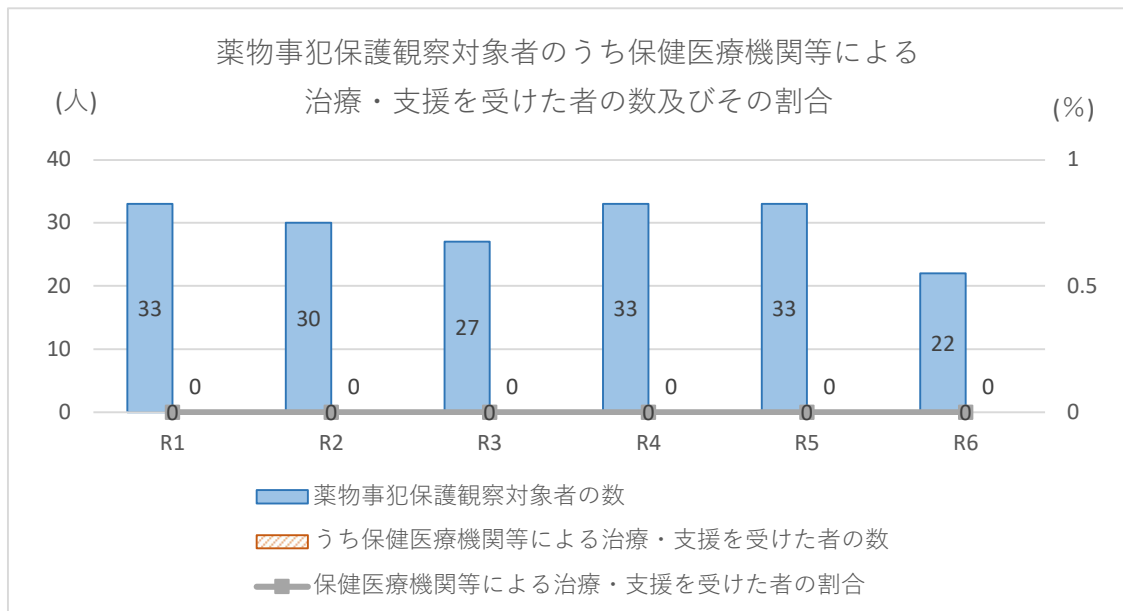
3 保健医療・福祉サービスの利用の促進等関係

(1) 特別調整により福祉サービス等の利用に向けた調整を行った者の数



【資料：地域福祉課】

(2) 薬物事犯保護観察対象者のうち、保健医療機関等による治療・支援を受けた者数及びその割合

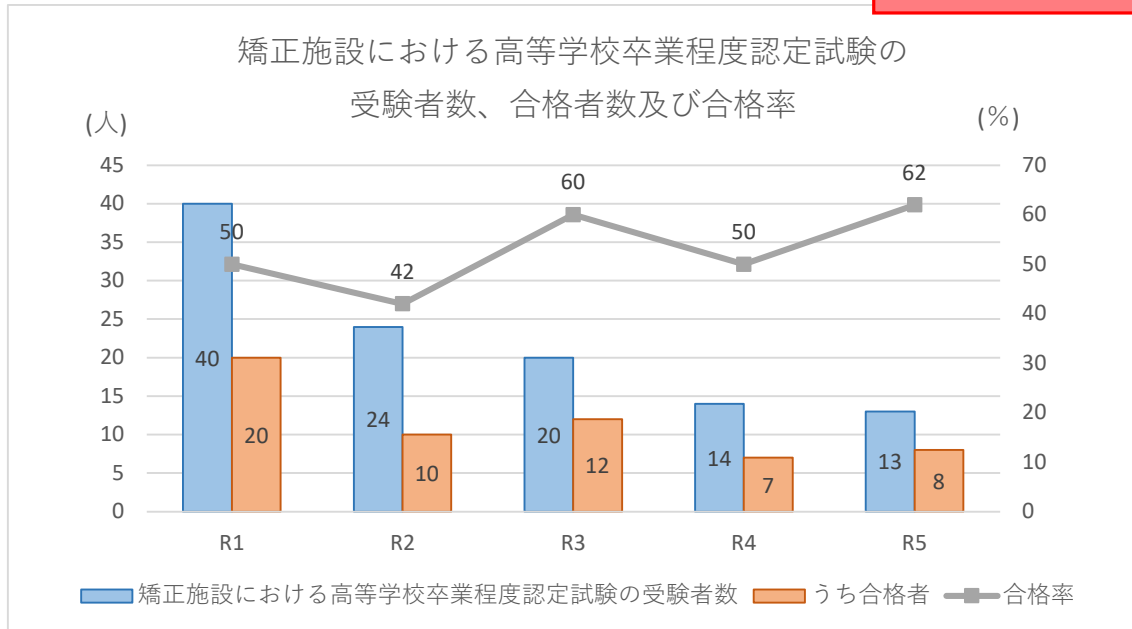


【資料：法務省提供】

4 学校等と連携した修学支援の実施等関係

- (1) 矯正施設における高等学校卒業程度認定試験の受験者数、合格者数及び合格率

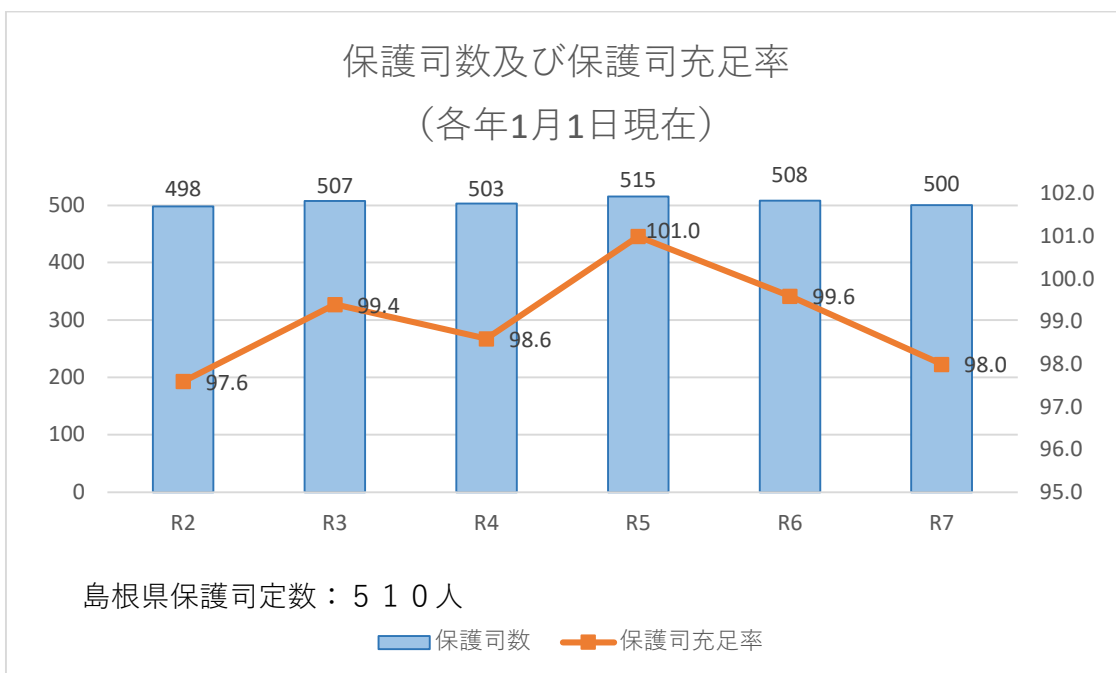
R6年度データ（要更新）



【資料：中国矯正管区提供】

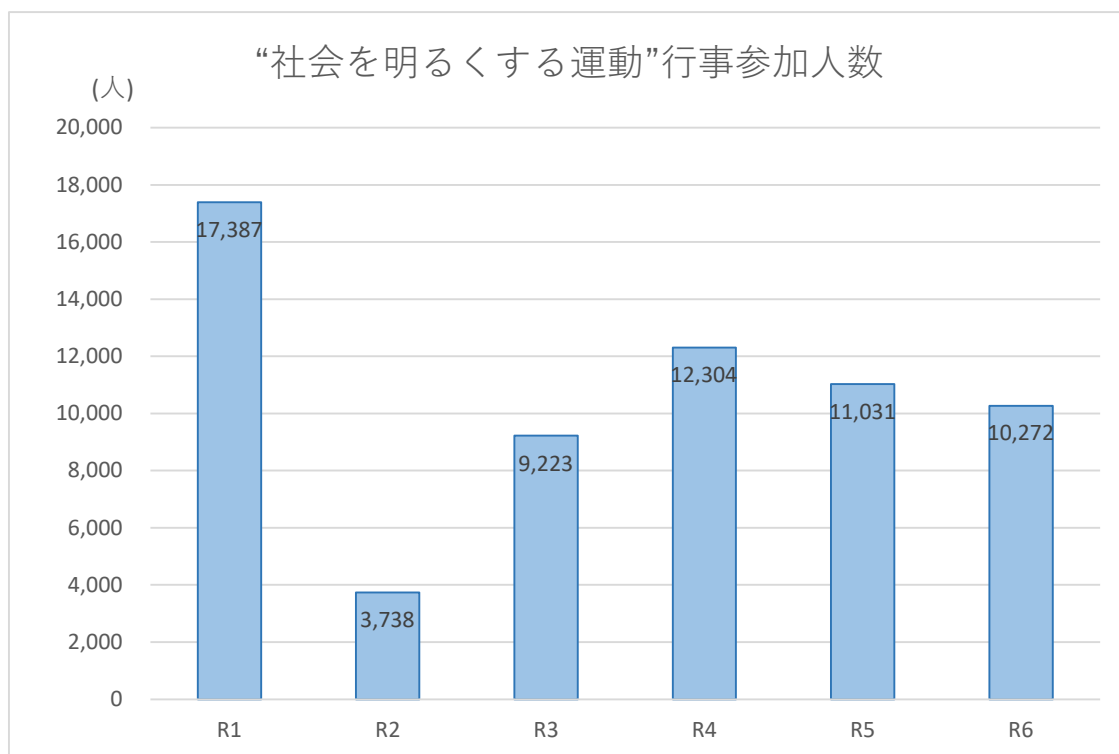
5 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等関係

- (1) 保護司数及び保護司充足率



【資料：法務省提供】

(2) “社会を明るくする運動” 行事参加人数



【資料：法務省提供】

資料2 再犯の防止等の推進に関する法律

再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年12月14日法律第104号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯

の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

- 4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

(国等の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(連携、情報の提供等)

第五条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。
- 4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(再犯防止啓発月間)

第六条 国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間を設ける。

- 2 再犯防止啓発月間は、七月とする。
- 3 国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

(再犯防止推進計画)

第七条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。

- 2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
 - 二 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項
 - 三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
 - 四 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項
 - 五 その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
 - 4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。
 - 5 法務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。
 - 6 政府は、少なくとも五年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
 - 7 第三項から第五項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

(地方再犯防止推進計画)

- 第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

- 第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

- 第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた再犯の防止等に関する施策についての報告を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

第一節 国の施策

(特性に応じた指導及び支援等)

- 第十一条 国は、犯罪をした者等に対する指導及び支援については、矯正施設内及び社会内を通じ、指導及び支援の内容に応じ、犯罪をした者等の犯罪又は非行の内容、犯

罪及び非行の経歴その他の経歴、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況その他の特性を踏まえて行うものとする。

- 2 国は、犯罪をした者等に対する指導については、犯罪の責任等の自覚及び被害者等の心情の理解を促すとともに、円滑な社会復帰に資するものとなるように留意しなければならない。

(就労の支援)

第十二条 国は、犯罪をした者等が自立した生活を営むことができるよう、その就労を支援するため、犯罪をした者等に対し、その勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させる作業の矯正施設における実施、矯正施設内及び社会内を通じた職業に関する免許又は資格の取得を目的とする訓練その他の効果的な職業訓練等の実施、就職のあっせん並びに就労及びその継続に関する相談及び助言等必要な施策を講ずるものとする。

(非行少年等に対する支援)

第十三条 国は、少年が可塑性に富む等の特性を有することに鑑み、非行少年及び非行少年であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、少年院、少年鑑別所、保護観察所等の関係機関と学校、家庭、地域社会及び民間の団体等が連携した指導及び支援、それらの者の能力に応じた教育を受けられるようにするための教育上必要な支援等必要な施策を講ずるものとする。

(就業の機会の確保等)

第十四条 国は、国を当事者の一方とする契約で国以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国が対価の支払をすべきものを締結するに当たって予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主（犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。第二十三条において同じ。）の受注の機会の増大を図るよう配慮すること、犯罪をした者等の国による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(住居の確保等)

第十五条 国は、犯罪をした者等のうち適切な住居、食事その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を確保することができないことによりその改善更生が妨げられるおそれのある者の自立を支援するため、その自助の責任を踏まえつつ、宿泊場所の供与、食事の提供等必要な施策を講ずるとともに、犯罪をした者等が地域において生活を営むための住居を確保することを支援するため、公営住宅（公営住宅法（昭和二

十六年法律第百九十三号) 第二条第二号に規定する公営住宅をいう。) への入居における犯罪をした者等への特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(更生保護施設に対する援助)

第十六条 国は、犯罪をした者等の宿泊場所の確保及びその改善更生に資するよう、更生保護施設の整備及び運営に関し、財政上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十七条 国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上での困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(関係機関における体制の整備等)

第十八条 国は、犯罪をした者等に対し充実した指導及び支援を行うため、関係機関における体制を整備するとともに、再犯の防止等に係る人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(再犯防止関係施設の整備)

第十九条 国は、再犯防止関係施設(矯正施設その他再犯の防止等に関する施策を実施する施設をいう。以下この条において同じ。)が再犯の防止等に関する施策の推進のための重要な基盤であることに鑑み、再犯防止関係施設の整備を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(情報の共有、検証、調査研究の推進等)

第二十条 国は、再犯の防止等に関する施策の効果的な実施に資するよう、関係機関が保有する再犯の防止等に資する情報を共有し、再犯の防止等に関する施策の実施状況及びその効果を検証し、並びに犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査及び研究を推進するとともに、それらの結果等を踏まえて再犯の防止等に関する施策の在り方について検討する等必要な施策を講ずるものとする。

(社会内における適切な指導及び支援)

第二十一条 国は、犯罪をした者等のうち社会内において適切な指導及び支援を受けることが再犯の防止等に有効であると認められる者について、矯正施設における処遇を経ないで、又は一定期間の矯正施設における処遇に引き続き、社会内において指導及び支援を早期かつ効果的に受けることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進及び表彰)

第二十二条 国は、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、再犯の防止等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。

(民間の団体等に対する援助)

第二十三条 国は、保護司会及び協力雇用主その他民間の団体又は個人の再犯の防止等に関する活動の促進を図るため、財政上又は税制上の措置等必要な施策を講ずるものとする。

第二節 地方公共団体の施策

第二十四条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるように努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

資料 3 第二次再犯防止推進計画（政府計画）

第二次再犯防止推進計画（概要）

計画期間：令和5年度から令和9年度

Ⅱ 今後取り組んでいく施策

7つの重点課題とその具体的施策

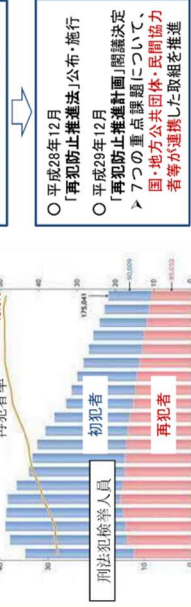
① 就労・住居の確保 (1) 就労の確保 ○ 拘禁刑施設や社会復帰後の自立・就労を見据えた受刑者の特性に応じた刑務作業の実施 ○ 雇用ニーズに応じた職業訓練種目の整理 ○ 寄り添い、型の支援による職場定着支援及び離職後の再就職支援、多様な協力雇用主の開拓及びその支援の充実 (2) 住居の確保 ○ 更生保護施設等が地域社会での自立生活を見据えた処遇（福祉へのつなぎ、薬物依存回復支援、通所・訪問支援等）を行うための体制整備 ○ 地域社会における定住先の確保に向けた居住支援法人との連携強化、満期釈放者等への支援情報の提供	② 保健医療・福祉サービスの利用の促進 (1) 高齢者又は障害のある者等への支援 ○ 福祉的支援のニーズの適切な把握と動機付けの強化 ○ 刑事司法関係機関、更生保護施設、地域生活定着支援センター、地方公共団体等の多機関連携の強化 ○ 被疑者等段階からの生活環境の調整等の効果的な人口支援の実施 (2) 薬物依存の問題を抱える者への支援 ○ 矯正施設及び保護観察所における一貫した専門的プログラムの実施 ○ 更生保護施設等の受入れ・処遇機能の充実、自助グループ等の民間団体との連携強化 ○ 増加する大麻事犯に対応した処遇の充実	③ 学校等と連携した修学支援 ○ 矯正施設と学校との連携による円滑な学びの継続に向けた取組の充実 ➢ 民間の学力試験の活用や高卒認定試験指導におけるICTの活用等の推進、在院中の通信制高校への入学 ○ 学校や地域社会における修学支援の充実、地域における非行の未然防止 ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導 ○ 拘禁刑施設等の題意を踏まえた改善指導プログラムの充実、犯罪被害者等の心情を考慮した処遇の充実 ○ 若年受刑者に対する少年院のノウハウや設備等を活用した指導、特定少年に成年としての自覚、責任を喚起する指導 ○ 性犯罪やストーカー・DV加害者、女性等の特性に応じた指導等の充実	⑤ 民間協力者の活動の促進 ○ 持続可能な保護司制度の確立とそのための保護司に対する支援 ➢ 保護司の活動環境等についての検討・試行、保護司活動のデジタル化の推進 ○ 地域の民間協力者（NPO法人、自助グループ、弁護士等）の積極的な開拓及び一層の連携 ○ 民間事業者のノウハウ等を活用した再犯防止活動の促進 ⑥ 地域による包摂の推進 ○ 国・都道府県・市区町村の役割の明確化 ○ 地方公共団体の取組への支援 ➢ 地方公共団体による再犯防止の推進に向けた取組の促進、地方公共団体への情報・知見の提供 ○ 地域における支援の連携強化 ➢ 保護観察所、法務少年支援センター（少年鑑別所）における地域援助の推進、更生保護地域連携拠点事業の充実 ○ 相談できる場所の充実 ➢ 保護観察所による開執行終了者等に対する援助の充実、更生保護施設による訪問支援事業の拡充	⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備 ○ 矯正行政・更生保護行政のデジタル化とデータ活用による処遇等の充実、情報連携と再犯防止施策の効果検証の充実、人的・物的体制の整備	7つの成果指標を設定し、本計画に基づき具体的施策の実施状況・効果について適切にフォローアップ ① 検査者中の再犯者数及び再犯率 ② 出所受刑者中の再犯者数及び再犯率 ③ 出所受刑者中の3年以内再入率 ④ 主な罪名・特性別出所再入率 ⑤ 主な罪名・特性別出所再入率 ⑥ 主な罪名・特性別出所再入率 ⑦ 保護観察所（全部）執行終了者及び保護観察終了少年の再犯発生率及び再犯率
--	---	---	---	--	---

Ⅰ 第二次再犯防止推進計画策定の目的

第二次再犯防止推進計画策定の経緯

再犯の現状と再犯防止対策の重要性

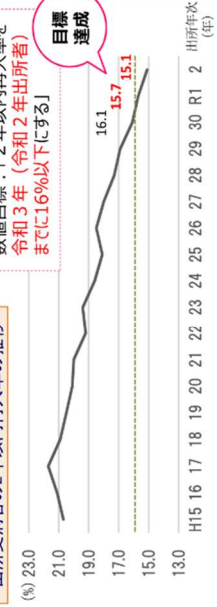
認知件数は戦後最少を更新
再犯率は上昇傾向



第一次再犯防止推進計画に基づく取組

- 満期釈放者対策の充実強化
 - 矯正施設在院中の生活環境の調整の強化
 - 更生保護施設による訪問支援事業の開始（R3.10～）
- 地方公共団体との連携強化
 - 地域再犯防止推進モデル事業の実施（H30～R2）
 - 地方再犯防止推進計画の策定支援（402団体で策定済み（R4.10.1））
- 民間協力者の活動の促進
 - 民間資金の活用などによる草の根の支援活動の広がり

出所受刑者の2年以内再入率の推移



第二次再犯防止推進計画の基本的な方向性

- ① 犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた「最良」の支援を実現すること。
- ② 就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、犯罪をした者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた地域の支援連携（ネットワーク）拠点を構築すること。
- ③ 国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、国・地方公共団体・民間協力者等の連携を更に強固にすること。

資料4 第二次島根県再犯防止推進計画策定委員会

学識経験者や更生支援に取り組む機関・団体の方から計画の策定全般、各種施策の実施等について意見を拝聴しました。

【島根県再犯防止推進計画策定委員会 委員構成】（敬称略）

氏名	機関・団体名
三宅孝之	島根大学
京俊輔	島根大学
田中裕子	島根県社会福祉士会
村社克紀	島根県精神保健福祉士会
小西碧	島根県弁護士会
小笠原薫	松江地方検察庁
小池順司	松江保護観察所
景山慎也	松江刑務所
下岡昭和	島根あさひ社会復帰促進センター
白井涼	松江少年鑑別所
山本登	島根県保護司会連合会
丸本到	更生保護施設しらふじ
黒崎真也	島根県社会福祉協議会（地域生活定着支援センター）
内藤義博	島根労働局
錦織宏樹	島根県就労支援事業者機構
稲田宗	島根県民生児童委員協議会
中谷美代恵	浜田市
安藤只祥	松江市社会福祉協議会

【庁内関係課】

島根県警察本部 組織犯罪対策課 人身安全少年課	商工労働部 雇用政策課
	土木部 建築住宅課
政策企画局 女性活躍推進課	健康福祉部 青少年家庭課
健康福祉部 障がい福祉課	健康福祉部 高齢者福祉課
健康福祉部 薬事衛生課	健康福祉部 地域福祉課
教育庁 学校教育課	

資料5 用語集

【あ行】

・医療観察制度 いりょうかんさつせいど

心神喪失等の状態で、殺人や放火等重大な他害行為をした精神障がい者の社会復帰支援の促進を目的として平成17年7月から施行された。保護観察所（社会復帰調整官）において、精神保健観察及び退院地の選定・確保等生活環境の調整を行う。

【か行】

・科料 かりょう

財産刑（財産の剥奪を内容とする刑罰）の一種。1,000円以上1万円未満。（罰金は、1万円以上）

・仮釈放 かりしゃくほう

矯正施設に収容されている人を刑期満了前に仮に釈放し、仮釈放の期間（残刑期間）が満了するまで保護観察に付すること。

・観護の措置 かんごのそち

家庭裁判所が調査・審判を行うため、必要な場合に執られる措置。観護措置には、家庭裁判所調査官の観護に付する措置と、少年鑑別所に送致する措置がある。

・鑑別 かんべつ

医学、心理学、教育学、社会学などの専門的知識や技術に基づき、鑑別対象者について、その非行等に影響を及ぼした資質上及び環境上問題となる事情を明らかにした上、その事情の改善に寄与するため、適切な指針を示すこと。

・起訴 きそ

検察官が裁判所に対して、刑事裁判にかけること。裁判にかけないことを不起訴という。

・教誨師 きょうかいし

矯正施設の被収容者に、希望に応じて宗教教誨を行う民間の篤志家である宗教家のこと。

・矯正施設 きょうせいしせつ

刑務所、少年刑務所、拘置所、少年鑑別所、少年院の総称。

・協力雇用主 きょうりょくこようぬし

犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易ではない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主。

・禁錮 きんこ

刑事施設に拘置されるが、刑務作業は義務づけられない。（※令和7年6月1日施行の刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）により廃止。なお、経過措置により、施行前の行為につき、禁錮が言い渡されることもある。）

・刑事施設 けいじしせつ

刑務所、少年刑務所、拘置所の総称。

・刑法犯 けいほうはん

刑法に規定する罪及び（道路上の交通事故に係るものを除く）危険運転致死傷のほか、次の特別法の罪をいう。爆発物取締罰則、決闘罪に関する件、印紙犯罪処罰法、暴力行為等処罰に関する法律、盗犯等の防止及び処分に関する法律、航空機の強取等の処罰に関する法律、人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律、航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律、人質による強要行為等の処罰に関する法律、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律

（注）警察庁の統計や司法統計年報等各統計資料により特則あり。

・検挙 けんきょ

警察や検察などの捜査機関が被疑者や犯罪行為を特定し、取り調べること。逮捕、微罪処分に必要な捜査、任意の取り調べも含む。

・拘禁刑 こうきんけい

犯罪をした者を刑事施設に拘置して、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる。

・更生保護 こうせいほご

罪を犯した者や非行のある少年が、再び罪を繰り返すことなく、社会内において自立できるよう適切に処遇を行い、改善更生を助けること。保護観察、更生緊急保護、仮釈放、仮退院など対象者への措置及びその他諸活動を指す。

・更生緊急保護 こうせいきんきゅうほご

保護観察に付されている人や刑事上の手続き等による身体拘束の解かれた人で、援助や保護が必要な場合には、本人の申し出により食事の給与や医療、帰住の援助等の措置を保護観察所において受けることができる。

・更生保護サポートセンター こうせいほごサポートセンター

保護司らの活動拠点として機能し、事務作業のほか保護観察対象者との面接場所として活用。保護司の活動を地域で支援しやすい環境整備につながることも期待されている。

・更生保護施設 こうせいほごしせつ

矯正施設から釈放された人や保護観察中の人で、身寄りがいないことや現在住んでいるところでは更生が妨げられるおそれがある等の理由で、直ちに自立することが困難な人に対し、一定期間宿泊場所や食事を提供する民間の施設。宿泊場所や食事の提供を行うだけでなく、保護している間、生活指導や就労支援等を行っている。

・更生保護女性会 こうせいほごじょせいかい

地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした者や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体。

・拘置所 こうちしょ

主に被疑者・被告人などの身柄を収容する施設。

・拘留 こうりゅう

1日以上 30 日未満、刑事施設に拘置される。改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる。

・勾留 こうりゅう

被疑者又は被告人を刑事施設に拘束すること。起訴前勾留（10 日間～20 日間）と起訴後勾留（2 か月間）がある。

・コレワーク

刑務所出所者等の雇用を検討している事業主に対し、採用手続きのサポート（①雇用情報提供サービス②採用手続支援サービス③就労支援相談窓口サービス）を行う法務省の機関。

【さ行】

・再犯者 さいはんしゃ

2度以上犯罪により検挙された者。

・再入者 さいにゅうしゃ

受刑のため刑事施設に入所するのが2度以上の者。

・執行猶予 しっこうゆうよ

一定の期間（執行猶予期間）法令の定めるところにより刑事事件を起こさず無事に経過したときはその刑を消滅させる制度。

・児童自立支援施設 じどうじりつしえんしせつ

児童福祉法第44条に基づく児童福祉施設。不良行為をし、又はするおそれのある児童及び環境上の理由により生活指導等を有する児童が、児童相談所の措置により入所し、自立を目指す施設。

・児童相談所 じどうそうだんじょ

子どもを取り巻くあらゆる相談（発達や行動、養育、非行等）について、大人だけではなく、子ども自身やその家族からの相談を受け付ける機関。

・社会を明るくする運動 しゃかいをあかるくするうんどう

犯罪や非行のない明るい社会を目指す全国的な運動。毎年7月を強調月間としている。なお、7月は再犯防止啓発月間でもある。

・就労支援事業者機構 しゅうろうしえんじぎょうしゃきこう

経済界全体で刑務所出所者等の就労を支援していくため、H21年に経済諸団体や大手企業関係者等により、認定NPO法人「全国就労支援事業者機構」が設立され、地方単位（都道府県）で設置されている。刑務所出所者等を雇用した場合の協力雇用主への助成事業等の就労支援事業を実施している

・少年院 しょうねんいん

家庭裁判所から保護処分として送致された少年に対し、その健全な育成を図ることを目的として矯正教育、社会復帰支援等を行う法務省所管の施設。

・少年鑑別所 しょうねんかんべつしょ

① 家庭裁判所の求めに応じ、鑑別対象者の鑑別を行うこと②観護の措置が執られ、少年鑑別所に収容される者等に対し、観護処遇を行うこと③地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うことを業務とする法務省所管の施設。③(地域援助業務)については、「法務少年支援センター」の名称を使用している。

・少年補導員 しょうねんほどういん

少年の非行防止と健全育成のための活動をする少年警察ボランティアで、警察本部長から委嘱された地域住民（島根県では「少年補導委員」と称している。）。

・自立準備ホーム じりつじゅんぴホーム

保護観察所においてあらかじめ登録された NPO 法人等がそれぞれの特徴を生かして自立を促す施設。保護観察所が事業者に対して、矯正施設出所者等への宿泊場所の提供や毎日の生活指導等を委託する。

・スクールソーシャルワーカー

①問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ②学校と関係機関等との連携・調整③学校内におけるチーム体制の構築④保護者・教職員等に対する支援・相談・情報提供⑤教職員等への研修活動を行う。

・生活困窮者自立支援制度 せいかつこんきゅうしゃじりつしえんせいど

様々な課題を抱える生活に困窮する方に対して、一人ひとりの状況に合わせた包括的な支援を実施。就労支援・就労準備支援、住居確保給付金、家計改善支援、一時生活支援等の支援がある。

・生活保護 せいかつほご

最低生活の保障と自立の助長を図ることを目的として、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行う制度。自治体の福祉事務所において相談、申請を行う。

【た行】

・地域生活定着支援センター ちいきせいかつていちゃくしえんセンター

高齢又は障がいにより自立が困難な矯正施設退所者に対し、退所後直ちに福祉サービス等につなげるための支援を行っており、各都道府県に「地域生活定着支援センター」が設置されている。①入所中から帰住地調整を行うコーディネート業務、②矯正施設退所後、社会福祉施設入所後等、地域定着のためのフォローアップ業務、③退所後の福祉サービス等についての相談支援業務を一体的に行う。

・地域包括支援センター ちいきほうかつしえんセンター

高齢者の医療や介護、福祉などに関する身近な総合相談窓口で、県内すべての市町村に設置されている。主な業務内容は、総合的な相談・支援に加えて、介護予防の推進、虐待防止などの権利擁護、ケアマネジャーからの相談への対応などを行う。

・懲役 ちょうえき

犯罪をした者を刑事施設に拘置して刑務作業を行わせること。（※令和7年6月1日施行の刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）により廃止。なお、経過措置により、施行前の行為につき、懲役が言い渡されることもある。）

・篤志面接委員 とくしめんせついいん

矯正施設の被収容者に対し、民間の篤志家による専門的知識や経験に基づいた助言・指導を行う。

・特別調整 とくべつちょうせい

高齢又は障がい等により特に自立が困難で福祉の支援を必要とする矯正施設出所者に対し、矯正施設入所中から矯正施設、保護観察所、地域生活定着支援センターが連携し、必要な調整を行うもの。

【は行】

・被疑者 ひぎしや

捜査機関により事件を起こした犯罪者ではないかと疑われる者であるが、検察官によって起訴されていない者。

・被告人 ひこくにん

犯罪の嫌疑を受けて起訴されたが、裁判が確定していない者。

・BBS会 ビービーエスカい

Big Brothers and Sisters Movementの略。様々な問題を抱える少年と、兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年が自分自身で問題を解決したり、健全に成長していくのを支援するとともに、地域に根ざした非行防止活動を行う青年ボランティア団体。

・微罪処分 びざいしょぶん

軽微な犯罪により警察段階で刑事手続を終了させること。

- ・保護観察 ほごかんさつ

犯罪をした人や少年が改善・更生を目的として、遵守事項を守るよう指導・監督し、必要な補導・援護を行うこと。

- ・保護観察付執行猶予者 ほごかんさつつきしっこうゆうよしや

刑の執行を猶予されて保護観察に付されている者。

- ・保護司 ほごし

犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティア。保護観察官と協働して保護観察にあたるほか、刑事施設や少年院に入っている人の帰住先、就業先等の調整、関係機関・団体と連携した犯罪予防活動を行っている。

【ま行】

- ・満期釈放 まんきしゃくほう

主に拘禁刑（懲役・禁錮を含む）の刑期終了により釈放されること。



第二次島根県再犯防止推進計画

令和8年 月発行

島根県健康福祉部地域福祉課